

## 2-1-1 男鹿市災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 22 日  
条例第 15 号  
改正 平成 24 年 9 月 28 日  
条例第 23 号

### (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、男鹿市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。  
 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。  
 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。  
 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。  
 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。  
 4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。  
 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

### (委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

#### 附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 2-3-1 応援職員派遣要請に関する様式

様式第 号

第 年 月 日  
号

様

市長

印

### 災害による応援職員派遣要請について

災害による応援復旧等のため、職員を次により応援派遣下さるようお願いいたします。

記

(1) 災害の概況

(2) 派遣を必要とする理由

(3) 職員の職種別人員数

(4) 必要とする期間

(5) 活動内容

(6) 集結場所

(7) 担当責任者

(8) その他

## 2-4-1 自衛隊の災害派遣時に実施する救援活動

(防衛省防災業務計画より抜粋)

災害派遣時に実施する救援活動の具体的な内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとし、関係機関及び在日米軍と連携しつつ必要な協力を実施する。

### (1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

### (2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

### (3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

### (4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

### (5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

### (6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

### (7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

### (8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

### (9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

### (10) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び又は譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

### (11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

### (12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## 2-4-2 自衛隊の災害派遣に係る様式

(1) 市長から知事への派遣要請

文 書 年	番 月	号 日
秋 田 県 知 事 様		
男鹿市長 印		
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）		
このことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、次のとおり依頼します。		
1. 災害の状況及び派遣要請の理由		
(1) 災害の種類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、航空機救難、船舶救難、その他（ ）		
(2) 災害発生日時 年 月 日 時 分		
(3) 災害発生場所 秋田県男鹿市		
(4) 派遣要請の事由		
2. 要請の日時 年 月 日 時 分		
3. 派遣を希望する期間 年 月 日 時 分から、救出活動に必要とする時間		
4. 派遣を希望する区域及び活動内容		
(1) 派遣希望区域 秋田県男鹿市		
(2) 活動内容		
5. その他参考事項（判明している事項で良い）		
(1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況		
(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況		
(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法 • 連絡責任者 機関名 職・氏名 電話／FAX番号 • 現地対策本部 機関名 職・氏名 電話／FAX番号		
(4) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の数（明らかにできる場合に記載）		
(注) 要請の依頼は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出すること。		

様式第 号

第 号  
年 月 日

様

市 長 印

### 災害による応援職員派遣要請について

災害による応援復旧等のため、職員を次により応援派遣下さるようお願いいたします。

記

(1) 災害の概況

(2) 派遣を必要とする理由

(3) 職員の職種別人員数

(4) 必要とする期間

(5) 活動内容

(6) 集結場所

(7) 担当責任者

(8) その他

(2) 市長から知事への撤収要請

文書番号  
年 月 日

秋田県知事様

男鹿市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

秋田県 男鹿市 の捜索・救助活動に当たっていた災害派遣部隊は、 年 月 日 時 分  
をもって撤収するようお願いします。

## 2-5-1 気象予警報等の発表基準

### ア 注意報の種類と発表基準

種類	発表基準
気象注意報	大雨注意報 大雨によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 表面雨量指数基準 8 土壌雨量指数基準 70
	洪水注意報 洪水によって被害がおこるおそれがあると予想され、区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合 流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域=26.4、 滝川流域=4.4、相川流域=3.4、 賀茂川流域=4.2、比詰川流域=4.5 複合基準 滝川流域=(5, 4.4) 相川流域=(8, 2.7)、 賀茂川流域=(5, 4.2)、比詰川流域=(8, 4.2)
	強風注意報 強風によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ○沿岸：平均風速 每秒 12m 以上（秋田：毎秒 13m 以上）
	風雪注意報 風雪によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ○沿岸：雪を伴い平均風速 每秒 12m 以上（秋田：毎秒 13m 以上）
	大雪注意報 大雪によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 12時間の降雪の深さ ○沿岸：平野部 15cm 以上、秋田市市街地 15cm 以上、山沿い 25cm 以上になると予想される場合。
	波浪注意報 風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ○ 有義波高が 3.0m 以上と予想される場合。
	高潮注意報 台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には潮位が次の標高以上の場合。 秋田中央地域 男鹿市 1.0m 以上
	雷注意報 落雷により災害が起こるおそれがあると予想される場合。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
	融雪注意報 融雪により被害が予想される場合
	濃霧注意報 濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ○見通し距離：陸上 100m 以下、海上 500m 以下になると予想される場合。
乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想され、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合。 ○ 実効湿度 65% 以下、最小湿度 40% 以下の 2 条件がともに予想される場合。 ○ 実効湿度 70% 以下、平均風速 每秒 10m 以上の 2 条件がともに予想される場合。
なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合。 ○ 山沿いで 24 時間の降雪の深さが 40cm 以上になると予想される場合。 ○ 積雪が 50cm 以上で、日平均気温 5°C 以上の日が継続すると予想される場合。

種類	発表基準	
低温注意報	夏期	低温によって農作物に著しい被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ○ 最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より $4^{\circ}\text{C} \sim 5^{\circ}\text{C}$ 以上低い日が数日以上続くと予想される場合。
	冬期	低温によって水道凍結などの大きな被害のおそれがあると予想され、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合。 ○ 最低気温がマイナス $7^{\circ}\text{C}$ 以下になると予想される場合。 ○ 秋田地方気象台で最低気温がマイナス $5^{\circ}\text{C}$ 以下の日が数日続くと予想される場合。
霜注意報	霜によって農作物に著しい被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ○ 早霜、晩霜期に最低気温がおおむね $2^{\circ}\text{C}$ 以下になると予想される場合。ただし、早霜については農作物の生育を考慮し実施する。	
着氷・着雪注意報	早霜、晩霜期に最低気温がおおむね $2^{\circ}\text{C}$ 以下になると予想される場合。ただし、早霜については農作物の生育を考慮し実施する。 ○ 大雪注意報の条件下で気温がマイナス $2^{\circ}\text{C}$ より高くなると予想される場合。	
浸水注意報 ※1	浸水により災害が起こるおそれがあると予想される場合。	
地面現象注意報 ※1	大雨等による山崩れ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。	
記録的短時間大雨	1時間雨量 $100\text{mm}$ 以上	

注) 「平野部」とは標高がおよそ  $200\text{m}$  未満の地域、「山沿い」とは標高がおよそ  $200\text{m}$  以上の地域

※ 地面現象注意報(警報)及び浸水注意報(警報)は、その内容を他の気象注意報(警報)の本文に含めて行う。

#### イ 警報の種類と発表基準

種類	発表基準
気象警報	大雨警報 (浸水害) (土砂災害)
	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 表面雨量指数基準 $15$ 土壤雨量指数基準 $100$
	洪水警報
	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域 = $33$ 、 滝川流域 = $5.6$ 、相川流域 = $4.3$ 、 賀茂川流域 = $5.3$ 、比詰川流域 = $5.7$ 複合基準 滝川流域 = $(10, 5)$ 相川流域 = $(8, 3.8)$ 、 比詰川流域 = $(8, 5.1)$
暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 ○ 沿岸：平均風速 每秒 $18\text{m}$ 以上（秋田：毎秒 $19\text{m}$ 以上）
暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ○ 沿岸：雪を伴い平均風速 每秒 $18\text{m}$ 以上（秋田：毎秒 $19\text{m}$ 以上） 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

種類	発表基準
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 12時間の降雪の深さ ○沿岸：平野部 35cm 以上、秋田市市街地 35cm 以上、山沿い 50cm 以上になると予想される場合。 さらに、秋田市市街地では、6 時間の降雪の深さが 25cm 以上になると予想される場合。
波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 ○ 有義波高が 6.0m 以上と予想される場合
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には潮位が次の標高以上の場合。 秋田中央地域 男鹿市 1.4m 以上
浸水警報 ※1	浸水により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
地面現象警報 ※1	大雨等により山崩れ、地すべり等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。

※ 地面現象注意報（警報）及び浸水注意報（警報）は、その内容を他の気象注意報（警報）の本文に含めて行う。

#### ウ 緊急地震速報（警報）

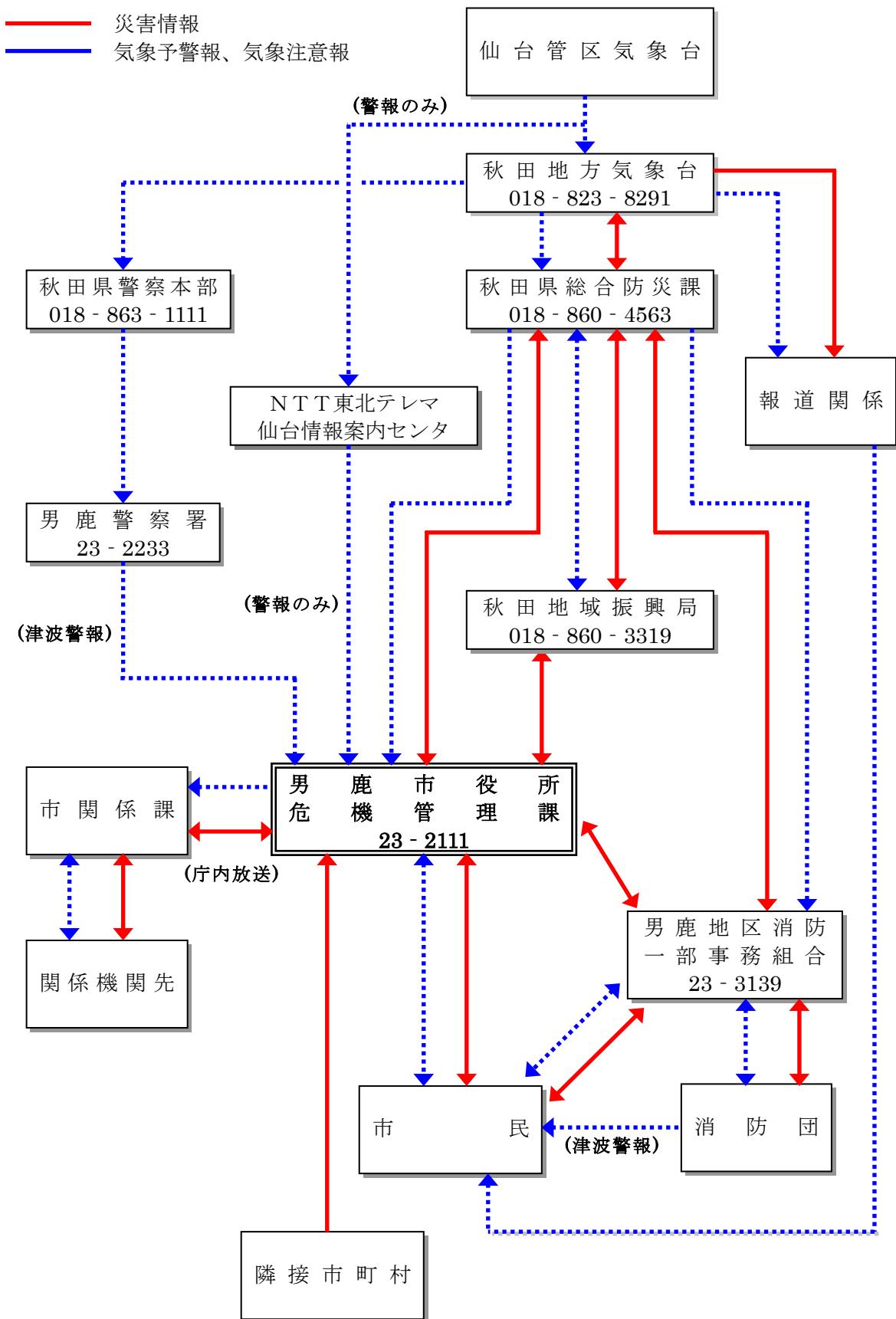
気象庁は、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

#### エ 特別警報の種類と発表基準

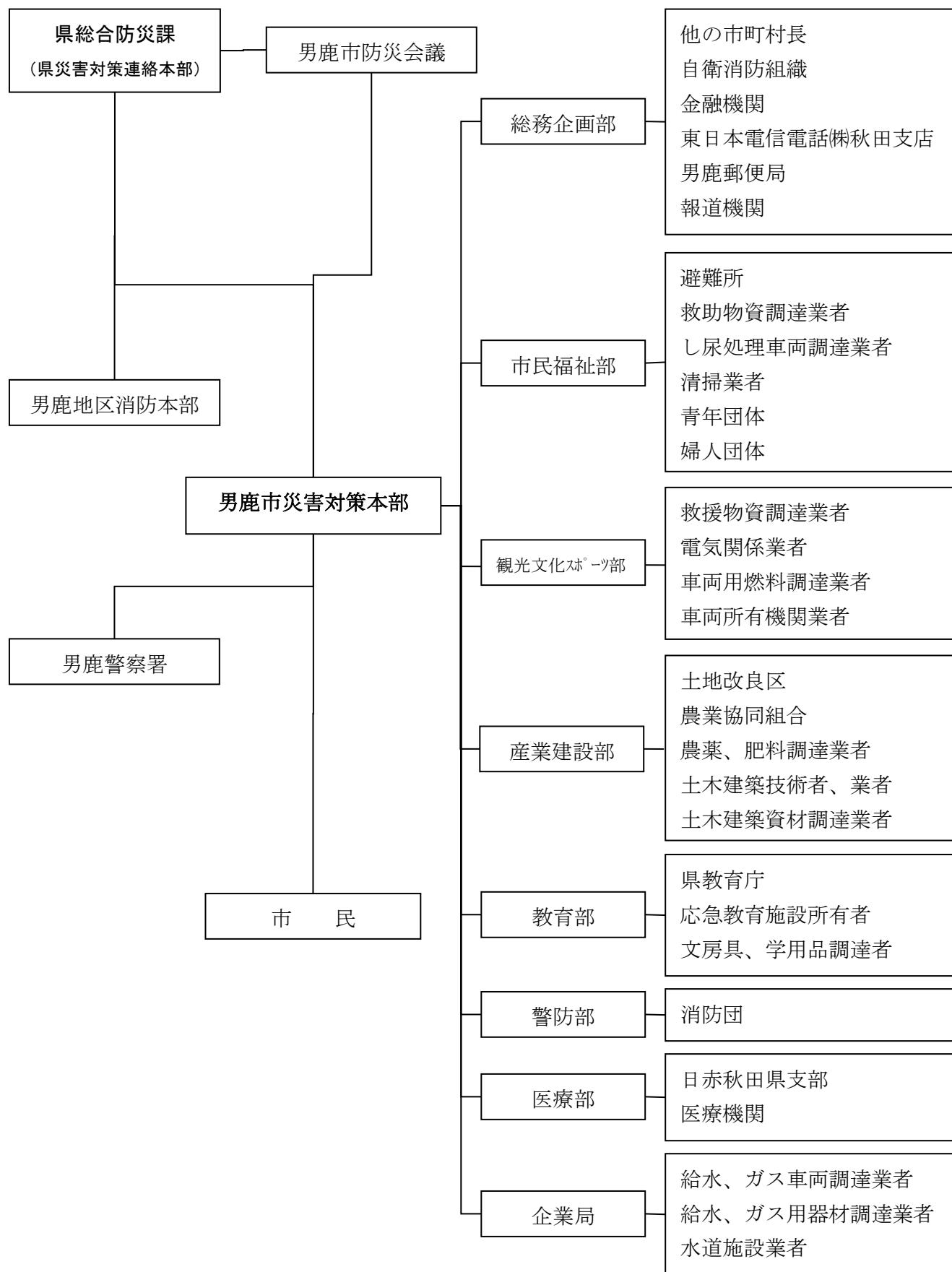
種類	特別警報の発表基準
気象	大雨 ※ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風 ※ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪 ※ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪 ※ 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地象	地震 (地震動) 震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報（震度 6 弱以上）を特別警報に位置づける)
	津波 高いところで 3 メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
	高潮 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
	波浪 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

注) ※ 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。

## 2-5-2 気象予警報及び災害情報伝達系統図



## 2-6-1 災害時通報指示（命令）伝達系統図

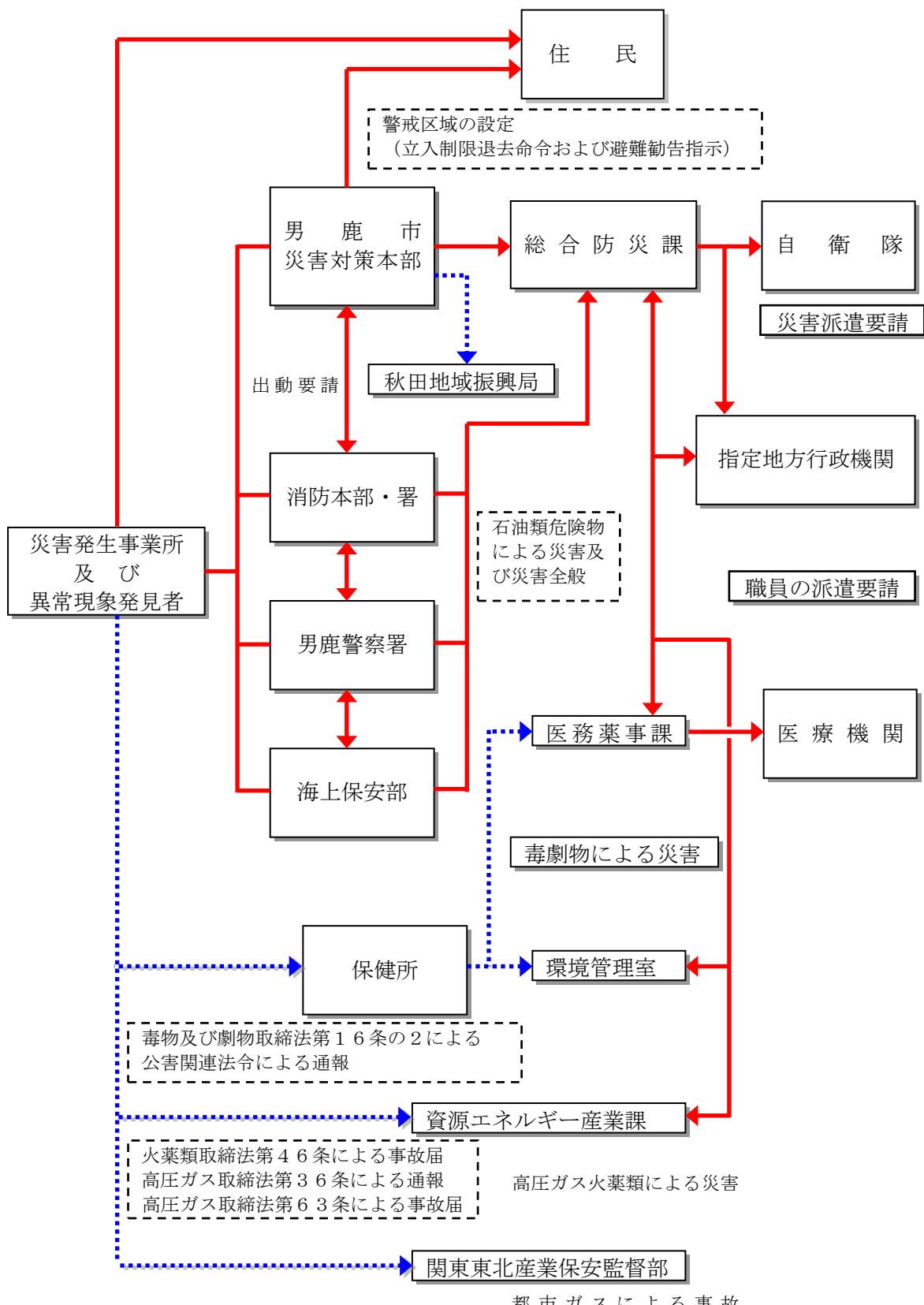


## 2-6-2 災害に関する信号

方法区分	種別	余韻防止付 サイレン信号	打鐘信号	内訳	
(法第十八条第二項／施行規則第三条・別表第一の三) 法	火災信号	近火信号	3秒 3秒 3秒… 2秒 2秒 2秒…	連点 ○-○-○-○	消防屯所から約800メートル以内のとき
		出場信号	5秒 5秒 5秒… 6秒 6秒 6秒…	3点 ○-○-○ ○-○-○	署所団出場区域内のとき
		応援信号	同上	2点 ○-○ ○-○ ○-○	署所団特命応援出場のとき
		報知		1点 ○ ○ ○ ○	出場区域外の火災を認知したとき
		鎮火信号		1点 2点 ○ ○-○ ○ ○-○	
	信山林警報号	出場信号	10秒 10秒 10秒… 2秒 2秒 2秒	3点 2点 ○-○-○ ○-○	署所団出場区域内のとき
		応援信号	同上	〃	署所団特命応援出場のとき
	信火災警報号	火災警報発令信号	30秒 30秒 30秒… 6秒 6秒 6秒	1点 4点 ○ ○-○-○-○	
		火災警報解除信号	10秒 60秒… 3秒…	1点 1点 2点 ○ ○ ○-○	
		言召演習召集信号	15秒 15秒 15秒… 6秒 6秒 6秒	1点 3点 ○ ○-○-○	消防職員、団員の演習召集
(法第二十条第二項) 法	水防信号	避難信号	3秒 3秒 3秒… 2秒 2秒 2秒…	連点 ○-○-○-○	住民の避難
		出場信号	5秒 5秒 5秒… 6秒 6秒 6秒…	3点 ○-○-○ ○-○-○	本部員、消防職員、団員その他の従事者の非常召集
		警戒信号	30秒 30秒 30秒… 6秒 6秒 6秒	1点 4点 ○ ○-○-○-○	災害警戒
(法第二十四条第二項) 法	津波信号	津波注意報信号	10秒 10秒 10秒… 2秒 2秒 2秒	3点 2点 ○-○-○ ○-○	
		津波警報信号	5秒 5秒 5秒… 6秒 6秒 6秒…	2点 ○-○ ○-○ ○-○ ○-○ ○-○ ○-○	住民の避難
		大津波警報信号	3秒 3秒 3秒… 2秒 2秒 2秒…	連点 ○-○-○-○	住民の避難
		解除信号	10秒-60秒… 3秒…	1点 1点 2点 ○ ○ ○-○	注意警報、避難信号の解除
備考		1. 信号の従続時間は適宜とする。 2. 火災の際、団員を非常召集するときは、近火信号を用いることができる。			

### 2-6-3 特殊災害連絡系統図

大規模な火災、爆発、危険物の流失、有毒ガスの発生及び車両、船舶事故等の特殊災害が発生した場合の通報、連絡系統は次によるものとする。



## 2-6-4 被害の認定基準

分類	用語	被　害　程　度　の　認　定　基　準
人 的 被 害	死　　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。 又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。
	災　害 関　連　死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行　方　不　明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
	負　傷　者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの。
	重　　傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1ヶ月未満の治療で治癒できる見込みのもの。
住 家 被 害	住　　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全　壊　、　全　焼 又　は　流　出	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大　規　模　半　壊	半壊であって、構造耐力上主要な部分（建築基準法第1条第3号に規定）の補修等を行わなければ、当該住宅に居住が困難であると認められるもの、1損壊部分が、その住宅の床面積の50%以上70%未満のもの。 2住宅の主要な構成要素経済的損失が住宅全体の40%以上50%未満のもの。
	半　壊　又　は　半　焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一　部　破　損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。
	床　上　浸　水	浸水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。
	床　下　浸　水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

分類	用語	被 嘘 程 度 の 認 定 基 準
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、當時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育園等の公用、又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	被 害 の 程 度	非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。
そ の 他 の 被 害	田	流出・埋没 耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
		冠水 稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑	流出・埋没 上記の「田」の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 り よ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川、もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設、もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項及び第 6 項に規定する施設とする。
	砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及び屎処理施設とする。
	鉄 道	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被 害 船 舶	櫓、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	電 話	通信施設の被害により、電話が不通になった回線数とする。
	水 道	上水道及び簡易水道施設の被害により断水した戸数とする。

分類	用語	被 壊 程 度 の 認 定 基 準
その他の被害	電 気	電力施設の被害により、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀及び石塀の箇所数とする。
	報告上の注意	水道、電話、電気、ガスについては、速報時点における断水戸数、電話不通回線戸数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあっては最も多く発生した時点における数値を記入する。
その他の被害	公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和22年法律第247号）による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第1条に規定する施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	中間報告・年報等	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば海苔、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
罹 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者	罹災世帯の構成員をいう。	
火 災 発 生	地震又は火山噴火の場合のみ記入する。	

## 2-6-5 被害報告の様式

### (1) 災害概況即報

様式第1号

( <u>          </u> ) 受信者氏名	報告日時	年   月   日   時   分
災害名	都道府県	
(第      報)	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時		月   日   時   分			
被 害 の 状 況	人 的 被 害	死者	人	重傷  半 壊	人	住 家 被 害	全 壊	棟	床上浸水	棟
		うち	人					棟	床下浸水	棟
		災害関連死								
		不明	人	輕傷	人	一部 破 損	棟	未分類	棟	
119番通報の件数										
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の設置状況									
	消防機関等の活動状況									
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策									

(注) 第1報については、迅速性を再優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

## (2) 被害状況即報

様式第2号

市町村				区 分		被 害
災害名		災害名		田 畑	流失・埋没	ha
報告番号		第 報 ( 月 日 時現在)			冠 水	ha
報告者氏名					流失・埋没	ha
					冠 水	ha
区 分		被 害		文教施設	箇所	
人 的 被 害	死 者		人	病 院	箇所	
	うち災害関連死者		人	道 路	箇所	
	行方不明者		人	橋りょう	箇所	
	負傷者	重 傷	人	河 川	箇所	
		軽 傷	人	港 湾	箇所	
				箇所	箇所	
住 家 被 害	全 壊		棟	箇所		
			世帯	箇所		
			人	箇所		
	半 壊		棟	崖くずれ		
			世帯	箇所		
			人	箇所		
	一部損壊		棟	鉄道不通		
			世帯	箇所		
			人	箇所		
	床上浸水		棟	被害船舶		
			世帯	箇所		
			人	箇所		
	床下浸水		棟	水 道 戸		
			世帯	回線		
人			戸			
			電 話 戸			
			電 気 戸			
			ガ ス 戸			
			プロック塀等 箇所			
			農地・農業用施設 箇所			
非 住 家	公共建物		棟	り災世帯数	世帯	
	その 他		棟	り災者数	人	
				火 災 発 生	建 物 件	
					危 険 物 件	
					そ の 他 件	

区分		被　害	災等 害の 対設 策置 本状 部況	被害 の 詳 細
公立文教施設	千円			
農林水産施設	千円			
公共土木施設	千円			
その他の公共施設	千円			
小　計	千円			
その 他	農産被害	千円		
	林産被害	千円		
	畜産被害	千円		
	水産被害	千円		
	商工被害	千円		
	住家被害	千円		
	非住家被害	千円		
	その他	千円		
被　害　総　額		千円		119 番通報件数 件
災 害 の 概 況				
応急対策の状況	消防機関等の活動状況			
自衛隊の災害派遣			その他	

(注)即報にあっては被害額を省略することができる。

(注)119番通報の件数は、10単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入。

## (3) 災害確定報告

様式第3号

市町村				区 分		被 害			
災害名 確定年月日	災害名 月 日 時確定			田 畠 その他の 火災発生	流失・埋没	ha			
					冠水	ha			
報告者氏名					流失・埋没	ha			
					冠水	ha			
区 分			被 害						
人 的 被 害	死 者		人						
	うち災害関連死者		人						
	行方不明者		人						
	負傷 者	重 傷	人						
		軽 傷	人						
住 家 被 害	全 壊		棟						
			世帯						
			人						
	半 壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部損壊		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟		り災世帯数		世帯		
			世帯			り災者数		人	
			人			火 災 発 生	建 物	件	
	床下浸水		棟		危 険 物		件		
			世帯		その 他		件		
	非 住 家	公共建物		棟					
		その 他		棟					

区分		被　害	災本 害 対 策部	名　称		
公立文教施設	千円			設　置	月　日　時	
農林水産施設	千円			解　散	月　日　時	
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小　計	千円					
その 他	農産被害	千円		被 害 の 詳 細		
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	住家被害	千円				
	非住家被害	千円				
	その他	千円			消防職員出動延人数	人
被　害　総　額		千円		消防団員出動延人数	人	
備  考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況  消防機関の活動状況  その他（避難の勧告・指示の状況）					

## (4) 災害年報

様式第4号

市町村名

災害名 発生年月日								計
区分								
人的被害	死 者	人						
	行方不明者	人						
	負傷者	重 傷	人					
		軽 傷	人					
住家被害	全 壊		棟					
			世帯					
			人					
	半 壊		棟					
			世帯					
			人					
	一部破損		棟					
			世帯					
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟					
			世帯					
			人					
非住家		公共建物	棟					
		その他	棟					
その他	田	流失・埋没	ha					
		冠 水	ha					
	畑	流失・埋没	ha					
		冠 水	ha					
	学 校	箇所						
	病 院	箇所						
	道 路	箇所						
	橋りょう	箇所						
	河 川	箇所						
	港 湾	箇所						
	砂 防	箇所						
	水 道	箇所						
	清掃施設	箇所						

区分		災害名 発生年月日						計
その他	崖くずれ	箇所						
	鉄道不通	箇所						
	船舶被害	隻						
	水道被害	戸						
	通信被害	回線						
	電気被害	戸						
	ガス被害	戸						
	ブロック塀等	箇所						
り災世帯数		世帯						
り 災者数		人						
公立文教施設		千円						
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他公共施設		千円						
小 計		千円						
その他	公共施設被害 市町村数	団体						
	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	住家被害	千円						
	非住家被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円						
市町村災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
消防職員出動延人数								
消防団員出動延人数								

## (5) 個別被害調査票

様式第5号

年 月 日

## 個別被害調査票

NO.	地区名		行政区名	
-----	-----	--	------	--

1 被害発生日時 日 時 分頃

2 被害者住所

3 人的被害状況

被 告 者 氏 名	被 告 程 度 (具体的に)

## ○ 被害者の家族構成

氏 名	生 年 月 日	性別	年齢	続柄	就 学 状 況

## 4 住家非住家被害状況

被 告 程 度	具 体 的 内 容 (面 積、状 況 等)
全 壊 (焼)	
半 壊 (焼)	
一部破損 (焼)	
備 考	

## 5 その他の被害状況

区 分	被 害 状 況
田	
畠	
そ の 他	

**2-8-1 男鹿市防災行政無線通信施設管理運用規則**

平成17年3月22日  
規則第21号

## (趣旨)

第1条 この規則は、男鹿市地域防災計画に基づく災害対策に係わる事務及び一般行政事務に関し、円滑な通信及び通報の確保を図るため設置する男鹿市防災行政無線通信施設（以下「防災行政無線」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 同報通信方式 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報の送信のみを行う通信方式をいう。
- (3) 固定系 同報通信方式によって通報を行う通信系をいう。
- (4) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (5) 固定系子局 固定系親局の相手方となる受信設備又は当該受信機能にあわせて自局の動作確認等に係わる信号の送信機能を持つ設備をいう。
- (6) 遠隔制御器 固定系親局又は基地局の無線設備を遠隔操作する装置をいう。
- (7) 中継局 同報通信用固定局の業務の通信を中継する回線を構成する無線局をいう。
- (8) 無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めて一体となって運用する体系をいう。
- (9) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

## (防災行政無線の構成)

第3条 防災行政無線の構成及び配置等は別表第1から別表第2までのとおりとする。

## (総括管理者)

第4条 総括管理者は、防災行政無線の管理及び運用の事務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

2 総括管理者は、総務企画部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 管理責任者は、防災行政無線の管理及び運用の事務を行うとともに、管理者、通信取扱責任者及び通信取扱者を指揮監督する。

2 管理責任者は、総務企画部総務課長の職にある者をもって充てる。

(管理者)

第6条 管理者は、配備された無線設備を管理し、及び当該部署等の通信取扱者を監督する。

2 管理者は、無線設備を配備された部署の長及び出先機関の長にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第7条 通信取扱責任者は、通信取扱者を指揮し、防災行政無線の管理及び運用の業務を所掌する。

2 通信取扱責任者は、無線従事者の中から管理責任者が指名する者をもって充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第8条 総括管理者は、無線系に属する防災行政無線の運用体制に見合った員数の無線従事者の配置に留意するものとする。

2 管理責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の選任又は解任があったときには、無線従事者選解任届（様式第1号）を遅滞なく東北電気通信監理局長に届け出なければならない。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌（様式第2号）の記載を行う。

(通信の取扱者)

第10条 通信の取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

(備付け書類等の管理)

第11条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 管理責任者は、電波法令集等を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 管理責任者又は管理者は、無線業務日誌を毎日点検するものとする。

4 管理責任者は、無線従事者の選解任届の写しを整理保管しておくものとする。

(災害発生時等の連絡体制)

第12条 災害発生時又は警報発令時等における連絡体制は、男鹿市地域防災計画による。

## (運用時間)

第13条 防災行政無線は、常時運用するものとする。

## (防災行政無線の運用)

第14条 防災行政無線の運用方法については、別に定める運用規程によるものとする。

## (無線設備等の保守点検)

第15条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

- (1) 毎日点検 通信取扱責任者又は管理者が行う。(様式第3号(その1))
- (2) 月点検 管理責任者が行う。(様式第3号(その2))
- (3) 年点検 総括管理者が行う。(様式第3号(その3))

2 予備装置及び予備電源を使用する作動試験は、毎年2回以上実施し、その機能を確認しておくるものとする。

3 点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告し、管理責任者は、速やかに必要な処置を講じるものとする。

## (通信訓練)

第16条 管理責任者は、非常災害発生時に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 防災訓練に併せた総合通信訓練 年1回以上
- (2) 定期通信訓練 每年四半期ごと

2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報通報等の伝達訓練及び移動系による情報収集、伝達訓練を重点として行うものとする。

## (研修)

第17条 管理責任者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して電波法等関係法令及び運用規程並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

## (補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

## (経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の男鹿市防災行政無線通信施設管理運用規則(平成3年男鹿市規則第2号。以下「合併前の規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第3条の規定にかかわらず、施行日から平成17年3月31日までは、合併前の規則第3条の例による。

## 2-8-2 男鹿市防災行政無線施設一覧表

(令和2年4月1日現在)

同 報 系		設置数
親局 (1W)		1 局
遠隔制御装置	総務企画課（無線室）、若美支所 男鹿地区消防本部	3 局
中継局 (1W)		1 局
再送信子局		1 局
子局 (10W)	屋外拡声受信局	150 局
	〃 (内アンサーバック局)	16 局
監視カメラ		6 台
周波数 (親局～中継局)	57.905MHz	
周波数 (中継局～再子局・拡声子局)	62.990MHz	
周波数 (再子局～拡声子局)	59.360MHz	

### 子 局

#### (1) 屋外受送信設備

無線局名—ぼうさいおが

地 区	番 号	位 置	地 区	番 号	位 置
北浦	1	入道崎字昆布浦 2 番地 3 地内	戸賀	17	相川字冷水 84 番地 2
	2	入道崎字家の上 220 番地 4		18	真山字塞ノ神下 239 番地
	3	入道崎字下中野 205 番地 1 地内		19	真山字白根坂台 20 番地
	4	西黒沢字戸沢 76 番地 18		20	安全寺字安全寺 102 番地
	5	西黒沢字鳥の久保 36 番地 2		21	戸賀字戸賀 112 番地
	6	湯本字草木原 86 番地		22	戸賀字小沢 45 番地 7
	7	西黒沢字東山 47 番地 6		23	塩浜字平床 72 番地地先
	8	湯本字隠台 30 番地		24	塩浜字壺ヶ沢 93 番地地内
	9	湯本字苗代沢 16 番地 26		25	加茂青砂字中台 1 番地 193
	10	湯本字水上沢 14 番地		26	加茂青砂字鴨 43 番地 1
	11	西水口字堂の前 67 番地		27	山町字下宮ノ沢 35 番地
	12	野村字前野 68 番地 1 地先		28	山町字小室沢 101 番地 1
	13	北浦字種田 69 番地 3		29	山町字家ノ下 116 番地
	14	北浦字杉原 11 番地		30	浜間口字岡杭 24 番地
	15	北浦字忍田 73 番地地内		31	中間口字橋本 2 番地
	16	北浦字鍛冶屋長根 52 番地 2		32	山町字家口 76 番地 5

地区	番号	位 置	地区	番号	位 置
男鹿中	33	滝川字林ノ下 33 番地 1	五里合	72	鮎川字鮎川 34 番地 4
	34	滝川字藤巻台 83 番地		73	神谷字浜野 6 番地 1 地内
	35	滝川字神田 35 番地 1		74	中石字南浜野 8 番地 1
	36	滝川字島田 25 番地 3		75	中石字北浜野 91 番地 1
	37	滝川字三ッ森下台 199 番地	脇本	76	百川字矢口 214 番地
	38	滝川字三ッ森上台 85 番地 1		77	百川字夏張 82 番地
椿	39	本山門前字垂水 9 番地 3		78	樽沢字岡谷地 109 番地地先
	40	本山門前字馬場崎 35 番地 1 地先		79	樽沢字刈沢 156 番地
	41	小浜字下台 310 番地		80	浦田字菅ノ沢 112 番地地先
	42	双六字打越 102 番地 5		81	富永字小谷地 11 番地
	43	双六字館山 65 番地地先		82	富永字野田 5 番地 3
	44	台島字野竹 51 番地 5 地先		83	脇本字打ヶ崎 61 番地 20
	45	台島字鶴ノ崎 49 番地 3 地内		84	富永字岩倉 83 番地
船川	46	女川字鶴ノ崎 47 番地 1 地先		85	田谷沢字立木沢 1 番地 3
	47	増川字宮ノ下 51 番地		86	脇本字横町道上 36 番地 1
	48	増川字大宮 94 番地 2		87	脇本字脇本 170 番地
	49	南平沢字明王堂前 112 番地 7		88	脇本字下谷地 13 番地 14
	50	船川字芦沢 161 番地地内		89	脇本字前野 107 番地 7
	51	南平沢字越名坂 1 番地地内	越	90	船越字杉山 146 番地地先
	52	船川字外ヶ沢 123 番地地内		91	船越字内子 1 番地 396
	53	船川字小沢田 123 番地		92	船越字内子 1 番地 170
	54	船川字柳沢 1 番地 3		93	船越字本町 9 番地 1
	55	船川字海岸通り 2 号 14 番地 2		94	船越字杉山 557 番地地内
	56	金川字金川台 1 番地 31		95	船越字八郎谷地 37 番地 166
	57	比詰字羽立 86 番地		96	船越字船越 41 番地
	58	比詰字神明堂脇 106 番地		97	船越字一向 33 番地 27
	59	比詰字大沢田 315 番地		98	船越字一向 124 番地地先
	60	比詰字大沢田 40 番地		99	船越字一向 294 番地 25 地内
	61	仁井山字森越 127 番地	椿美	100	女川字二ッ坂 52 番地 1
	62	仁井山字馬生目 197 番地		101	払戸字横長根360番地3
五里合	63	琴川字浜田 16 番地 13		102	払戸字横長根152番地
	64	琴川字前田 42 番地地先		103	払戸字小深見104番地
	65	箱井字町屋田 105 番地		104	払戸字小深見119番地
	66	神谷字下石 18 番地		105	払戸字川向44番地4
	67	神谷字谷地中 6 番地		106	払戸字渡部67番地
	68	中石字高屋 23 番地		107	払戸字渡部86番地1
	69	中石字橋本 24 番地		108	払戸字渡部115番地8
	70	中石字八幡前 110 番地		109	払戸字小堤下千間18番地49
	71	中石字十文字台 58 番地 2		110	福川字上谷地55番地

地区	番号	位 置	地区	番号	位 置
若美	111	福川字福川8番地1	船川	140	台島字鵜ノ崎62番地18
	112	角間崎字諏訪田84番地1	脇本	141	脇本字飯ノ町 25番地 2地内
	113	角間崎字岡見沢52番地1	船川	142	船川字鳥屋場1番地122
	114	角間崎字家ノ下452番地	船川	143	船川字片田74番地
	115	鵜木字鵜木82番地1	船越	144	船越字内子 294番地 1796
	116	鵜木字大道下197番地	脇本	145	船越字根木169番地 6
	117	鵜木字大関191番地	船越	146	船越字内子1番552
	118	松木沢字鵜木境83番地1	椿	147	椿字東 27
	119	本内字屋布下124番地1	船川	148	南平沢字苗代沢 18番
	120	福米沢字福米92番地	船越	149	船越字那場掛 46番地 4
	121	福米沢字家ノ下323番地	船川	150	船川字海岸通り一号地内
	122	福米沢字土花37番地			
	123	野石字上李台84番地			
	124	野石字申川139番地1			
	125	野石字東下八ツ面42番地5			
	126	野石字相ノ沢2番地1			
	127	野石字水上台8番地2			
	128	野石字鳥屋場長根57番地1			
	129	野石字比渕谷地566番地			
	130	野石字大沢47番地3			
	131	野石字大場沢63番地8			
	132	野石字大場沢台28番地1			
	133	野石字天山10番地68			
	134	野石字大場沢下1番地80			
	135	野石字大湯沢下1番地84			
	136	野石字玉ノ池1番地385			
	137	野石字柳原170番地177			
	138	野石字萩ノ森18番地70			
	139	野石字五明光65番地			

### 2-8-3 アマチュア無線クラブ一覧表

(平成 25 年 11 月現在)

クラブ名
JA7ZVK アマチュア無線男鹿クラブ

## 2-9-1 災害に関する緊急連絡の取扱いについて

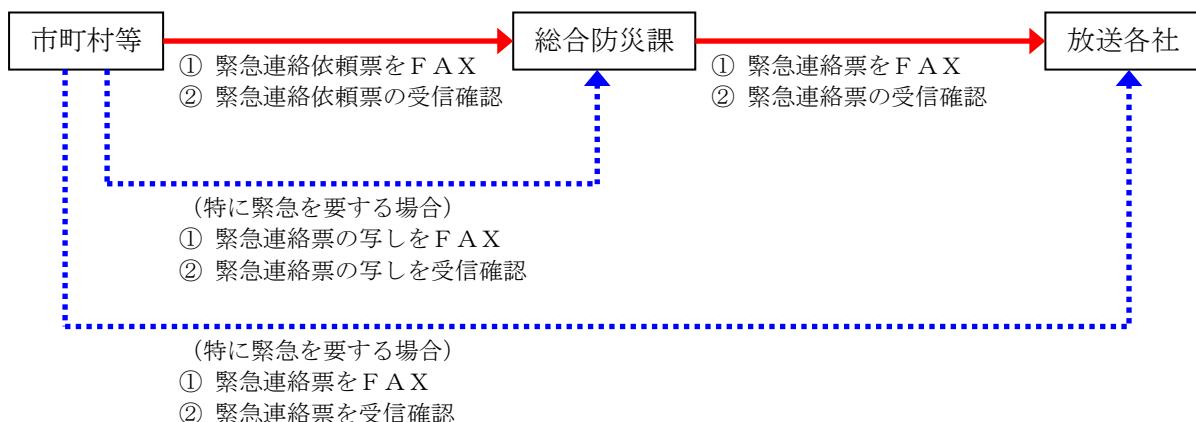
平成14年 8月  
総務部総合防災課

- 1 災害に関する緊急連絡（以下「緊急連絡」という）は、事故・災害が発生し、住民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合に放送各社に対して行うこととする。
- 2 緊急連絡はファクシミリにより行うこととし、原則として各市町村または各消防本部（以下「市町村等」という）が別紙様式2により県に依頼し、依頼を受けた県は別紙様式1により緊急連絡を行うこととする。しかし、特に緊急を要する場合には、市町村等が直接放送各社へ別紙様式1により緊急連絡をおこなうこととし、この場合に市町村等には、放送各社への連絡と同時に県に対してもその写しを送信することとする。  
なお、同一の被害により、複数の市町村等から依頼があった場合には連絡内容を県が調整した上で緊急連絡を行うことがある。
- 3 ファクシミリ送信後、発信者は送信先に対して、電話により正確に受信されたかどうか、その連絡内容等について確認することとする。
- 4 連絡内容は、簡潔かつわかりやすく記載する。
- 5 緊急連絡を受信した放送各社は、放送による広報の実施について判断をする。

放送各社等連絡先一覧

連絡先	FAX番号	電話番号
秋田県知事公室総合防災課	018-824-1190	018-860-4563、4565、4580
NHK秋田放送局放送部	018-824-1191	018-824-8102
A B S 報道部	018-824-8558	018-824-5151
A K T 報道部	018-888-2252	018-866-6131
エフエム秋田放送部	018-823-7725	①018-824-1155 ②018-846-2558
A A B 報道制作局	018-866-5115	018-866-5111

災害に関する緊急連絡のフロー図



(様式1)

至急

## 災害に関する緊急連絡票（第 報）

年 月 日

NHK秋田放送局放送部

A B S 報道部

A K T 報道部 あて

エフエム秋田放送部

A A B 報道制作局

 市町村から放送各社へ直接連絡済

災害発生地	
災害発生日時	年      月      日      時      分 分頃
災害の種別	地震      津波      洪水      火災      その他 ( )
緊急連絡の理由	ア 避難勧告・指示及び避難場所の周知を図るため イ 津波警報等の周知徹底を図るため ウ 災害時の混乱を防止するため
連絡内容	
発信者	(所属名) (職・氏名) (T E L) (F A X)

受信確認欄	受信先	受信者名	受信時刻	受信先	受信者名	受信時刻
	総合防災課		:	A K T		:
	N H K		:	A F M		:
	A B S		:	A A B		:

(様式2)

至急

## 災害に関する緊急依頼連絡票（第 報）

年 月 日

秋田県知事公室総合防災課 あて

災害発生地	
災害発生日時	年      月      日      時      分頃
災害の種別	地震      津波      洪水      火災      その他 ( )
緊急連絡の理由	ア 避難勧告・指示及び避難場所の周知を図るため イ 津波警報等の周知徹底を図るため ウ 災害時の混乱を防止するため
連絡内容	
発信者	(所属名) (職・氏名) (T E L) (F A X)

総合防災課受信確認欄	受信者名	受信時刻
	:	:

## 2-10-1 土砂災害・水害・津波災害発生時における避難情報発令基準

	土砂災害・水害	津波	
	発令基準	補足情報	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害/浸水害）が発表された時</li> <li>降り始めからの連続降雨量が 80mm 以上となり、且つ 20mm/1 時間以上の降雨が継続すると予想される時</li> <li>近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見された時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報を補足する情報（秋田県河川砂防課）や土砂災害警戒判定メッシュ（秋田地方気象台）を参考にするものとする。</li> </ul>	
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>降り始めからの連続降雨量が 100mm 以上となり、且つ 20mm/1 時間以上の降雨が継続している時</li> <li>現地において予兆現象（地面のひび割れ、沢や井戸の水が濁る、斜面からの水の噴出、がけからの湧き水が濁る）が発見された時</li> <li>現地において、床上浸水の恐れがあると認められる時</li> <li>土砂災害警戒情報が発表された時</li> </ul>	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波注意報が発表され、事前に避難を要すると判断されるとき。</li> <li>津波警報が発表されたとき。</li> <li>市長が避難勧告を必要と判断したとき。</li> </ul>
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地において予兆現象（がけに亀裂、渓流付近の斜面崩壊等）が発見されたとき。</li> <li>現地において、床上浸水し、命に危険が及ぶと認められる時。</li> <li>現地において、土砂移動、土砂災害が発生した時。</li> <li>特別警報が発表された時。</li> </ul>	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>大津波警報が発令されたとき。</li> <li>市長が避難指示を必要と判断したとき。</li> </ul>

- ※ 各避難情報を発令する際には、条件及び補足情報を総合的に勘案したうえで最終判断を行う。
- ※ 補足情報に関しては、別紙「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参考にすること。
- ※ 津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発令する。

## 2-10-2 警戒避難の伝達方法及び連絡方法

### (1) 警戒避難の伝達方法及び連絡方法

#### 【警戒避難の伝達方法】

土砂災害防止のための警戒情報の伝達および避難命令の発令は、次の手段で行われます。情報の収集に注意してください。

1. 男鹿市防災行政無線屋外子局及び戸別受信機等で警戒避難の放送を流します。
2. 警戒避難の連絡は、自主防災会（町内）会長に入ります。
3. 警戒避難の連絡は、警戒区域の情報連絡協力員に入ります。

#### 【警戒避難の連絡方法】

男鹿市災害対策本部（電話：23-2800）

##### 警戒の呼びかけ、避難の勧告・指示

自主防災会 会長（警戒避難責任者）  
氏名：×××× 電話：〇〇-〇〇〇〇

自主防災会避難誘導班長  
氏名：×××× 電話：〇〇-〇〇〇〇

避難誘導

情報連絡協力者  
氏名：×××× 電話：〇〇-〇〇〇〇

自主防災会情報連絡班長  
氏名：×××× 電話：〇〇-〇〇〇〇

相互通報

あなたの家

## 2-10-3 指定避難所施設一覧表

(平成28年4月1日現在)

番号	所在地	施設名	所在地	地震	火災	高潮	土砂	収容可能人員	高さ(m)
1	船川	船川北公民館	船川港比詰字大沢田44-4	○	○	○	○	1,330	11
2	船川	男鹿市総合体育館	船川港比詰字大沢田111外	○	○	○	○	2,990	11
3	船川	サンワーク男鹿	船川港金川字姫ヶ沢158-10	○	○	○	○	550	24
4	船川	船川第一小学校	船川港船川字漆畠36-1	○	○	○	○	2,780	24
5	船川	旧船川南小学校体育館	船川港南平沢字越名坂1	○	○	○	○	1,800	44
6	船川	男鹿南中学校	船川港南平沢字上大畠台30	○	○	○	○	3,950	40
7	船川	男鹿海洋高等学校	船川港南平沢字大畠台42	○	○	○	○	770	42
8	脇本	脇本第一小学校	脇本脇本字上野1-1	○	○	○	○	2,170	22
9	脇本	脇本公民館	脇本脇本字前野8	○	○	○	○	440	14
10	脇本	旧脇本第二小学校体育館	脇本樽沢字刈沢156	○	○	○	○	1,310	10
11	船越	男鹿工業高等学校	船越字内子1-1	○	○	○	○	1,100	7
12	船越	男鹿東中学校	船越字根木169	○	○	○	○	4,000	8
13	船越	船越小学校	船越字本町7	○	○	○	○	2,340	7
14	五里合	五里合市民センター	五里合神谷字下石27	○	○	○	○	1,720	10
15	北浦	北陽小学校	北浦北浦表町字表町19	○	○	○	○	2,290	28
16	北浦	男鹿北中学校	北浦北浦字山王林40	○	○	○	○	2,800	27
17	北浦	温泉会館五風	北浦湯本字草木原21-2	○	○	○	○	200	26
18	払戸	若美ふれあい創明館	払戸字川向8-1	○	○	○	○	100	1
19	払戸	払戸小学校	払戸字渡部97	○	○	○	○	1,630	5
20	鵜木	若美総合体育館	鵜木字中角境36	○	○	○	○	1,280	42
21	鵜木	美里小学校	鵜木字松木沢境90	○	○	○	○	2,470	4
22	福米沢	潟西中学校	福米沢字八卦1-1	○	○	○	○	2,020	17
23	野石	旧野石小学校	野石字牛沢32	○	○	○	○	2,380	14

## 指定避難所施設一覧表（福祉避難所）

(平成28年4月1日現在)

番号	所在地	施設名	所在地	法人名	収容可能人員
1	船川	特別養護老人ホーム 寿恵園	船川港比詰字神明堂脇7	社会福祉法人男鹿ことぶき会	5
2	船川	ユニット型特別養護老人ホーム 南海の丘	船川港台島字中台108	社会福祉法人樹園	20
3	船川	樹園 養護老人ホーム	船川港女川字鵜ノ崎130-1	社会福祉法人樹園	20
4	脇本	介護老人保健施設 男鹿の郷	脇本富永字南前田72	社会福祉法人富永会	60
5	脇本	特別養護老人ホーム 偕生園	脇本浦田字坂ノ上139-1	社会福祉法人男鹿偕生会	8
6	脇本	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 わだつみ	脇本脇本字大石館90-1	社会福祉法人男鹿偕生会	10
7	船越	介護老人保健施設 たらちね	船越字一向67-1	医療法人 柔心会	40
8	船越	特別養護老人ホーム ゆりの希	船越字内子294-3	社会福祉法人幸泉会	15
9	角間崎	特別養護老人ホーム 和幸苑	角間崎字岡見沢86-12	社会福祉法人さくら会	18

※ 収容人数・・避難場所における避難者1人あたりの必要面積を2m<sup>2</sup>/1人として算出している。

※ 震災時は、建物の被害状況を確認して使用すること。

## 2-10-4 指定緊急避難場所一覧表

(平成31年2月1日現在)

番号	所在地	施設名	所在地	地震	火災	高潮	土砂	収容可能人員	高さ(m)
1	船川	仁井山街区公園	船川港仁井山字谷地端 99-2 他	○	○	○	—	1,150	15
2	船川	馬生目街区公園	船川港仁井山字屋布台 16-1	○	○	○	—	950	21
3	船川	船川北公民館グラウンド	船川港比詰字大沢田 50	○	○	○	○	870	11
4	船川	男鹿総合運動公園	船川港比詰字大沢田他	○	○	○	—	155,500	11
5	船川	男鹿市総合体育館	船川港比詰字大沢田 111 外	○	○	○	○	2,990	11
6	船川	旧男鹿高校グラウンド	船川港比詰字餅ヶ沢 200	○	○	○	—	27,760	25
7	船川	羽立街区公園	船川港比詰字才の神 28-1	—	○	○	—	1,250	7
8	船川	金川台街区公園	船川港金川字金川台 1-25	—	○	○	—	700	4
9	船川	OGAマリンパーク	船川港船川字海岸通り 1-20	—	○	—	—	62,620	3
10	船川	金川近隣公園	船川港船川字海岸通り 2 号 17-1, 19	—	○	—	—	15,500	2
11	船川	サンワーク男鹿駐車場	船川港金川字姫ヶ沢 158-10	○	○	○	○	3,190	24
12	船川	船川第一小学校グラウンド	船川港船川字漆畠 36-1	○	○	○	○	18,370	24
13	船川	船川ふれあい公園	船川港船川字大沢田、小沢田	○	○	○	—	6,500	36
14	船川	西ヶ丘街区公園	船川港船川字小沢田 146-1	○	○	○	—	3,500	43
15	船川	泉台街区公園	船川港船川字泉台 46-1	○	○	○	—	1,950	15
16	船川	旧船川南小学校グラウンド	船川港南平沢字越名坂 1	○	○	○	○	8,110	46
17	船川	男鹿南中学校グラウンド	船川港南平沢字上大烟台 30	○	○	○	○	20,040	40
18	船川	樹園 養護老人ホーム前	船川港女川字鵜ノ崎 130	○	○	○	—	160	36
19	船川	男鹿市民文化会館前	船川港船川字海岸通り二号 14-5	—	○	○	○	3,500	2
20	船川	男鹿市保健センター前	船川港船川字片田 74	—	○	○	—	1,150	11
21	船川	船川港公民館前	船川港船川字外ヶ沢 126-1	—	○	○	—	420	2
22	船川	男鹿海洋高等学校	船川港南平沢字大烟台 42	○	○	○	○	8,000	42
23	船川	道の駅おが	船川港船川字新浜町 1-19	—	○	—	○	6,168	2
24	椿	台島街区公園	船川港台島字木戸口 30 他	○	○	○	—	2,150	39
25	椿	旧椿小学校グラウンド	船川港椿字中山 138-3	○	○	○	—	200	44
26	椿	椿公民館前	船川港椿字東 27	—	○	○	—	3,580	7
27	椿	双六街区公園	船川港双六字打越	○	○	○	—	1,750	12
28	椿	門前駐車場	船川港本山門前字垂水地内	○	○	○	—	420	22
29	椿	五社堂駐車場	船川港本山門前字祓川地内	○	○	○	—	680	79
30	脇本	脇本街区公園	脇本脇本字脇本 149-21	○	○	○	—	1,100	2
31	脇本	脇本第一小学校グラウンド	脇本脇本字上野 1-1	○	○	○	—	7,560	22
32	脇本	脇本公民館前	脇本脇本字前野 8	○	○	○	○	210	14
33	脇本	脇本近隣公園	脇本脇本字前野 7	○	○	○	○	4,000	14
34	脇本	旧脇本第二小学校グラウンド	脇本樽沢字刈沢 156	○	○	○	○	8,810	10
35	脇本	大倉街区公園	脇本富永字大倉 71	○	○	○	—	2,450	40
36	船越	前野街区公園	船越字前野 97-3、内子 1-396	—	○	○	—	950	6
37	船越	船越近隣公園	船越字内子 6-3, 4, 5-1	○	○	○	—	1,380	15
38	船越	内子街区公園	船越字内子 1-614	—	○	○	—	1,450	5
39	船越	男鹿東中学校グラウンド	船越字根木 169	○	○	○	○	26,970	8
40	船越	船越小学校グラウンド	船越字本町 7	○	○	○	○	9,150	6

番号	所在地	施設名	所 在 地	地 震	火 災	高 潮	土 砂	収容可能人員	高さ(m)
41	船 越	一向街区公園	船越字一向 33-27、67-61	—	○	○	—	700	2
42	船 越	船越公民館前	船越字船越 40	—	○	○	○	2,080	4
43	船 越	八郎谷地街区公園	船越字八郎谷地 37-166	—	○	—	—	900	1
44	船 越	男鹿工業高等学校グラウンド	船越字内子 1-1	—	○	○	○	14,750	7
45	五里合	旧五里合中学校グラウンド	五里合箱井字三十刈 150-1	○	○	○	—	10,870	19
46	五里合	箱井街区公園	五里合箱井字町屋田 104, 105	○	○	○	—	600	9
47	五里合	五里合体育館前	五里合神谷字鮫の口 82	—	○	○	○	1,040	6
48	五里合	旧五里合小学校グラウンド	五里合神谷字下石 27	○	○	○	○	8,500	10
49	男鹿中	男鹿中公民館前	男鹿中山町字家口 144-2	○	○	○	○	1,310	13
50	男鹿中	旧男鹿中小学校グラウンド	男鹿中山町字家口 124-2	○	○	○	—	7,510	21
51	男鹿中	旧男鹿中中学校グラウンド	男鹿中山町字小室沢 100	○	○	○	—	500	44
52	北 浦	北浦保育園前	北浦北浦字鍛治屋長根 52-2	○	○	○	—	100	34
53	北 浦	北浦公民館前	北浦北浦字杉原 9-1	○	○	○	○	1,460	28
54	北 浦	北浦街区公園	北浦北浦字山王林	○	○	○	—	1,000	28
55	北 浦	北陽小学校グラウンド	北浦北浦表町字表町 19	○	○	○	○	5,490	28
56	北 浦	男鹿北中学校グラウンド	北浦北浦字山王林 40	○	○	○	○	19,540	27
57	北 浦	西水口街区公園	北浦西水口字樺坂 122-1	○	○	○	—	1,650	56
58	北 浦	湯本街区公園	北浦湯本字中里 84	○	○	○	—	2,850	21
59	北 浦	旧北磯小学校グラウンド	北浦西黒沢字戸沢 75	○	○	○	—	7,590	28
60	北 浦	入道崎街区公園	北浦入道崎字家の上 3-1	○	○	○	—	1,250	64
61	北 浦	入道崎駐車場	北浦入道崎字昆布浦 2-3, 2-1	○	○	○	—	6,410	32
62	北 浦	入道崎公民館	北浦入道崎字鳴畑 80	○	○	○	—	80	25
63	北 浦	温泉会館五風	北浦湯本字草木原 21-2	○	○	○	○	200	26
64	戸 賀	戸賀公民館前	戸賀塩浜字大水沢 15-2	—	○	—	—	280	6
65	戸 賀	戸賀湾展望公園	戸賀塩浜字壱ヶ沢 52	○	○	○	—	10,430	45
66	戸 賀	秋田県立男鹿水族館	戸賀塩浜字壱ヶ沢地内	—	—	—	○	150	2
67	戸 賀	旧ホテルきららか前	戸賀加茂青砂字中台 1-466	○	○	○	—	1,520	24
68	戸 賀	加茂集会所	戸賀加茂青砂字鴨 34-3	—	○	○	—	40	6
69	払 戸	横長根住宅幼児遊園	払戸字横長根 89 番地 34	○	○	○	—	140	9
70	払 戸	若美南部地区運動広場	払戸字川向 3-1	○	○	○	—	5,290	1
71	払 戸	若美ふれあい創明館	払戸字川向 8-1	○	○	○	○	1,000	1
72	払 戸	旧払戸小学校グラウンド	払戸字渡部 22	○	○	○	—	15,870	4
73	払 戸	払戸小学校グラウンド	払戸字渡部 97	○	○	○	○	5,570	5
74	払 戸	潟端地区集会施設前	払戸字小堤下千間 35-1	○	○	○	—	180	1
75	福 川	福川地区運動広場	福川字堅石 106	○	○	○	—	5,810	3
76	角間崎	若美支所前	角間崎字家ノ下 452	○	○	○	○	6,980	5
77	角間崎	角間崎文化振興館前	角間崎字諏訪田 77-1	○	○	○	—	250	7
78	角間崎	若美総合体育館前	鵜木字中角境 36	○	○	○	○	17,360	42
79	角間崎	若美コミュニティセンター	角間崎字家ノ下 54	—	○	○	○	3,000	5
80	角間崎	角間崎地区児童遊園	角間崎字百目木 17-1	○	○	○	—	790	6
81	鵜 木	鵜木文化交流館前	鵜木字鵜木 15-3	○	○	○	—	340	6
82	鵜 木	JA秋田みなみ若美支所駐車場	鵜木字白樅 235	○	○	○	—	1,250	5

番号	所在地	施設名	所 在 地	地 震	火 災	高 潮	土 砂	収容可能 人員	高さ (m)
83	鵜木	美里小学校グラウンド	鵜木字松木沢境 90	○	○	○	○	14,490	3
84	松木沢	松木沢地区児童遊園	松木沢字本内堂ノ前本内境 162-1、163-1、166-1	○	○	○	—	380	5
85	福米沢	潟西中学校グラウンド	福米沢字八卦 1-1	○	○	○	○	21,230	15
86	野石	赤坂地区児童遊園	野石字牛踏 1-32	○	○	○	—	90	5
87	野石	野石地区農村公園	野石字才ノ神 11-2	○	○	○	—	720	15
88	野石	旧野石小学校前庭	野石字牛沢 32	○	○	○	○	24,720	14
89	野石	宮沢町内会館前	野石字大沢 47-1	○	○	○	—	410	8
90	野石	釜谷地地区集会施設前	野石字天山 10-68	—	○	○	—	1,350	6
91	野石	玉ノ池町内会館前	野石字玉ノ池 1-385	—	○	○	—	90	6
92	野石	美野町内会館前	野石字玉ノ池 54	—	○	○	—	660	6
93	野石	柳原地区集会施設前	野石字柳原 200	—	○	○	—	150	4
94	野石	石田川原地区児童遊園	野石字石田川原 170-180	—	○	○	—	30	4
95	野石	五明光地区児童遊園	野石字山崎 20-2	—	○	○	—	1,060	6
96	野石	福野農村公園	野石字上李台地内	○	○	○	—	390	37
97	野石	八ツ面農村公園	野石字東下八ツ面 69	○	○	○	—	300	16
98	野石	申川農村公園	野石字苦竹台 18-2	○	○	○	—	320	57
99	野石	若美農業者トレーニングセンター	野石字大場沢下 1-48	—	○	○	○	2,350	12

## 2-10-5 津波時指定緊急避難場所一覧表

(令和2年6月1日現在)

番号	所在地	施設名	所在地	収容可能人員	高さ(m)
1	船川	男鹿市総合体育館	船川港比詰字大沢田 111 外	2,990	11
2	船川	老人ホーム寿恵園前	船川港比詰字神明堂脇 7	320	20
3	船川	旧男鹿高校グラウンド	船川港比詰字餅ヶ沢 200	27,760	25
4	船川	金川台4区方面	船川港金川字金川台 1-1 地内	50	17
5	船川	洞泉寺境内	船川港金川字金川 78	320	17
6	船川	夏興宅	船川港金川字上ノ山 98-9	60	33
7	船川	男鹿みなと市民病院	船川港船川字海岸通り 1-8-6	110	20
8	船川	男鹿市勤労青少年ホーム前	船川港金川字姫ヶ沢 150-4	580	24
9	船川	船川第一小学校グラウンド	船川港船川字漆畠 36-1	18,370	24
10	船川	船川ふれあい公園	船川港船川字大沢田、小沢田	6,500	36
11	船川	西ヶ丘街区公園	船川港船川字小沢田 146-1	3,500	43
12	船川	泉台街区公園	船川港船川字泉台 46-1	1,950	15
13	船川	船川神明社境内	船川港船川字鳥屋場 25-1	110	33
14	船川	嶺徳院境内	船川港船川字鳥屋場 86	200	31
15	船川	オガルベ	船川港船川字新浜町 50	280	16
16	船川	NTT 男鹿ビル	船川港船川字栄町 62	350	23
17	船川	芦沢1区高台	船川港船川字外ヶ沢 91-4 地内	40	40
18	船川	船川南小学校	船川港南平沢字越名坂 1	1,450	44
19	船川	大宮・小泊	船川港増川字大宮 17-3 地内	40	19
20	船川	惣屋布・小田	船川港増川字惣屋布 16-4 地内	80	24
21	船川	増川八幡神社	船川港増川字宮ノ下 20	70	29
22	船川	祥雲寺境内	船川港女川字堂ノ前 1	80	12
23	船川	柴崎の畑	船川港女川字大坂台地内	90	14
24	船川	下長根の台地	船川港女川字下長根地内	420	36
25	船川	坂の上	船川港女川字堂ノ前地内	250	36
26	船川	老人ホーム樹園前	船川港女川字鵜ノ崎 130	160	36
27	船川	鵜の崎灯台	船川港女川字二ツ坂地内	50	32
28	椿	十年坂の上	船川港台島字野竹 57-1	150	39
29	椿	台島街区公園	船川港台島字木戸口 30 他	2,150	39
30	椿	旧椿小学校グラウンド	船川港椿字中山 138-3	200	44
31	椿	山の恵美子宅前	船川港椿字東 40-3	100	22
32	椿	鎌田實宅	船川港椿字東 66-1	40	27
33	椿	船木慶一郎宅上	船川港椿字坂ノ上地内	140	40
34	椿	吉祥院境内	船川港椿字家ノ後 45	280	12
35	椿	館山	船川港双六字館山 118-1	210	35
36	椿	わらび台	船川港双六字蕨台 95	80	30
37	椿	しんめいさんの上	船川港双六字打越 37	560	50
38	椿	ウジャカの坂	船川港双六字小倉山 154	170	30
39	椿	ナコジャカの坂	船川港小浜字下台 17	30	40
40	椿	ドノ坂の上	船川港小浜字下台 60	420	38

番号	所在地	施設名	所 在 地	収容可能 人員	高さ (m)
41	椿	門前駐車場	船川港本山門前字垂水地内	420	22
42	椿	五社堂駐車場	船川港本山門前字祓川地内	680	79
43	脇 本	本明寺境内	脇本脇本字横町道上 203	360	21
44	脇 本	萬境寺境内	脇本脇本字横町道上 167	250	12
45	脇 本	脇本第一小学校グラウンド	脇本脇本字上野 1-1	7,560	22
46	脇 本	脇本近隣公園	脇本脇本字前野 7	4,000	14
47	船 越	男鹿工業高等学校	船越字内子 1-1	630	16
48	船 越	船越近隣公園	船越字内子 6-3, 4, 5-1	1,380	15
49	船 越	男鹿東中学校	船越字根本 169	900	17
50	船 越	船越小学校	船越字本町 7	550	16
51	船 越	清水組屋上	船越字船越 285	80	13
52	五里合	旧五里合中学校グラウンド	五里合箱井字三十刈 150-1	10,870	19
53	五里合	五里合公民館	五里合神谷字下石 27	1,720	10
54	五里合	安田町内会館	五里合琴川字浜台 19 地内	30	21
55	五里合	琴川児童遊園	五里合箱井字是ヶ沢地内	780	31
56	五里合	第 2 駐車場	五里合中石字南浜野地内	1,510	15
57	五里合	第 3 駐車場	五里合中石字南浜野地内	990	16
58	男鹿中	墓所入口	男鹿中浜間口字岡杭地内	260	21
59	男鹿中	大高金幸宅前	男鹿中浜間口字岡杭地内	340	13
60	男鹿中	地蔵台坂道	男鹿中浜間口字岡杭地内	940	12
61	男鹿中	中間口坂道	男鹿中浜間口字川上地内	580	24
62	北 浦	相川十王堂前	北浦北浦字冷水地内	30	24
63	北 浦	北浦保育園	北浦北浦字鍛冶屋長根 52-2	100	34
64	北 浦	新道街区公園	北浦北浦字忍田 73 地内	260	28
65	北 浦	雲昌寺境内	北浦北浦字北浦 57	480	19
66	北 浦	北浦出張所	北浦北浦字杉原 9-1	1,460	28
67	北 浦	湯本街区公園	北浦湯本字中里 84	2,850	21
68	北 浦	温泉会館五風	北浦湯本字草木原 21-2	200	19
69	北 浦	宝田寺境内	北浦西黒沢字鳥の久保 36-2	370	28
70	北 浦	入道崎駐車場	北浦入道崎字昆布浦 2-3, 2-1	6,410	32
71	北 浦	入道崎町内会館	北浦入道崎字鳴畑 80	100	29
72	戸 賀	新町	戸賀戸賀字小沢 45-124	40	74
73	戸 賀	街区公園上トチ山	戸賀戸賀字戸賀 152-8	80	30
74	戸 賀	ヨサゲの坂の上	戸賀戸賀字戸賀 204-2	120	27
75	戸 賀	浜塩谷神社境内	戸賀戸賀浜塩谷字抜沢 62	140	35
76	戸 賀	浜中神社境内地上	戸賀戸賀字平床 45	100	30
77	戸 賀	塩戸十王堂前	戸賀塩浜字漁元崎 59	30	22
78	戸 賀	戸賀湾展望公園	戸賀塩浜字壺ヶ沢 52	10,430	45
79	戸 賀	加茂ドライブイン駐車場	戸賀加茂青砂字中台地内	1,030	40
80	戸 賀	加茂青砂神社	戸賀加茂青砂字倉道 72-1	140	37
81	払 戸	払戸小学校	払戸字渡部 97	1,630	5
82	鵜 木	若美総合体育館	鵜木中角境 36	17,360	42

番号	所在地	施設名	所 在 地	収容可能 人員	高さ (m)
83	鵜木	館山近隣公園	鵜木字道村 133-3 ほか	20,000	32
84	福米沢	福米沢農村公園	福米沢字福米 93-1 ほか	4,430	18
85	福米沢	潟西中学校グラウンド	福米沢字八卦 1-1	21,230	15
86	野石	旧野石小学校	野石字牛沢 32	24,720	14
87	野石	上山(宮沢)	野石字宮沢地内	80	22
88	野石	旧北保育所(宮沢)	野石字大場沢台 28-1	210	22
89	野石	市の山(五明光)	野石字五明光地内	430	40
90	野石	坂の上(五明光)	野石字山崎 22	150	12
91	野石	墓地(五明光)	野石字五明光地内	680	15
92	野石	八ツ面朋友館	野石字籌台 36	40	17
93	椿	鵜ノ崎散策道	船川港台島字鵜ノ崎 62-1	200	38
94	船川	船川港津波避難タワー	船川港船川字外ヶ沢地内	84	15

## 2-10-6 避難に関する様式

様式1

### 避難者収容台帳

責任者 認印	年月日	収容人員	物品使用状況		記事	備考
			品名	数量		

(注) 1 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員を記入し、収容人員の増減経過は「記事」欄に記入しておくこと。

2 「物品使用状況」は、当日の最終結果について、使用品目別、使用数量を記入すること。

様式2

### 避難者名簿

住家被害程区分	住所	氏名	収容期間	備考

様式3

### 応急食糧緊急引渡要請書

年月日

様

印

- 1 要請の事由
- 2 要請数量の算出基礎
- 3 要請事項

種類	数量	希望出庫倉庫	配給市町村名	備考

4 引取希望日 年月日 午前・午後 時分

5 引取人及び代理者氏名

印

## 様式4

応急食糧受領書								
1 受領数量								
年度	銘柄	種類	包装	数目	等級	数量	備考	

2 受領場所  
上記正に受領いたしました。

年 月 日

トラック番号		引取人又は 代理人氏名	印
引渡会社名			
引渡しの事実を証する事項			

## 様式5

救援物資調達要請書								
年 月 日								
様								
1 要請事由								
2 要請事項								
品名	規格	数量	備考					

3 調達希望年月日及び受領場所 年 月 日 午前・午後 時 分

4 調達者及び代理人氏名 印

## 様式6

救援物資受領書								
1 受領場所								
2 受領物品名								
品名	規格	数量	備考					

上記正に受領いたしました。  
年 月 日 午前・午後 時 分

トラック番号	引取人又は 代理人氏名	印
--------	----------------	---

## 様式7

施設使用要請書									
様					年月日				
1 要請事由									
2 使用目的									
3 使用施設名									
4 使用期間	自	年	月	日	至	年	月	日	(日間)

## 様式8

物資給与及び受領簿									
住家被害程度区分					給与の基礎となった世帯構成員数			人	
災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。									
年月日					住 所				
					世帯主（班長）氏名			印	
給与年月日	品 名	数量	備 考	給与年月日	品 名	数量	備 考		

(注) 受領年月日は、最後に給与された物資の受領年月日とすること。

## 様式9

救助物資受払簿							
品名	年月日	单位呼称	摘要	要	受	払	残
計		県調達分 市調達分					

(注) 1 「摘要」欄に調達先又は受入先及び払出先を記入すること。  
 2 最終欄に県よりの受入分及び市調達分別に受・払・残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

## 2-11-1 消防車両配置状況

### (1) 常備消防（男鹿地区消防一部事務組合）

(平成29年4月1日現在)

区分	合計	本署	北分署	東分署	天分署	天王南分署	若美分署	大潟分署
消防ポンプ自動車	7	1	1	1	1	1	1	1
高規格救急自動車	8	2	1	1	1	1	1	1
救助工作車	1	1						
大型高所放水車	1	1						
大型化学消防車	1	1						
泡原液搬送車	1	1						
化学消防車	1	1						
指揮車	2	2						
広報車	8	2	1	1	1	1	1	1
災害対策車	1						1	
資機材搬送車	1	1						
水難救助車	1	1						
救命ボート	1	1						
救助用水上バイク	1	1						
計	35	16	3	3	3	3	4	3

### (2) 非常備消防

(平成29年4月1日現在)

区分	台数	規格
小型動力ポンプ付積載車	10台	普通自動車
小型動力ポンプ積載車	60台	軽自動車
計	70台	

## 2-11-2 消防特殊機器材配置状況

(男鹿地区消防一部事務組合)

(令和2年4月1日現在)

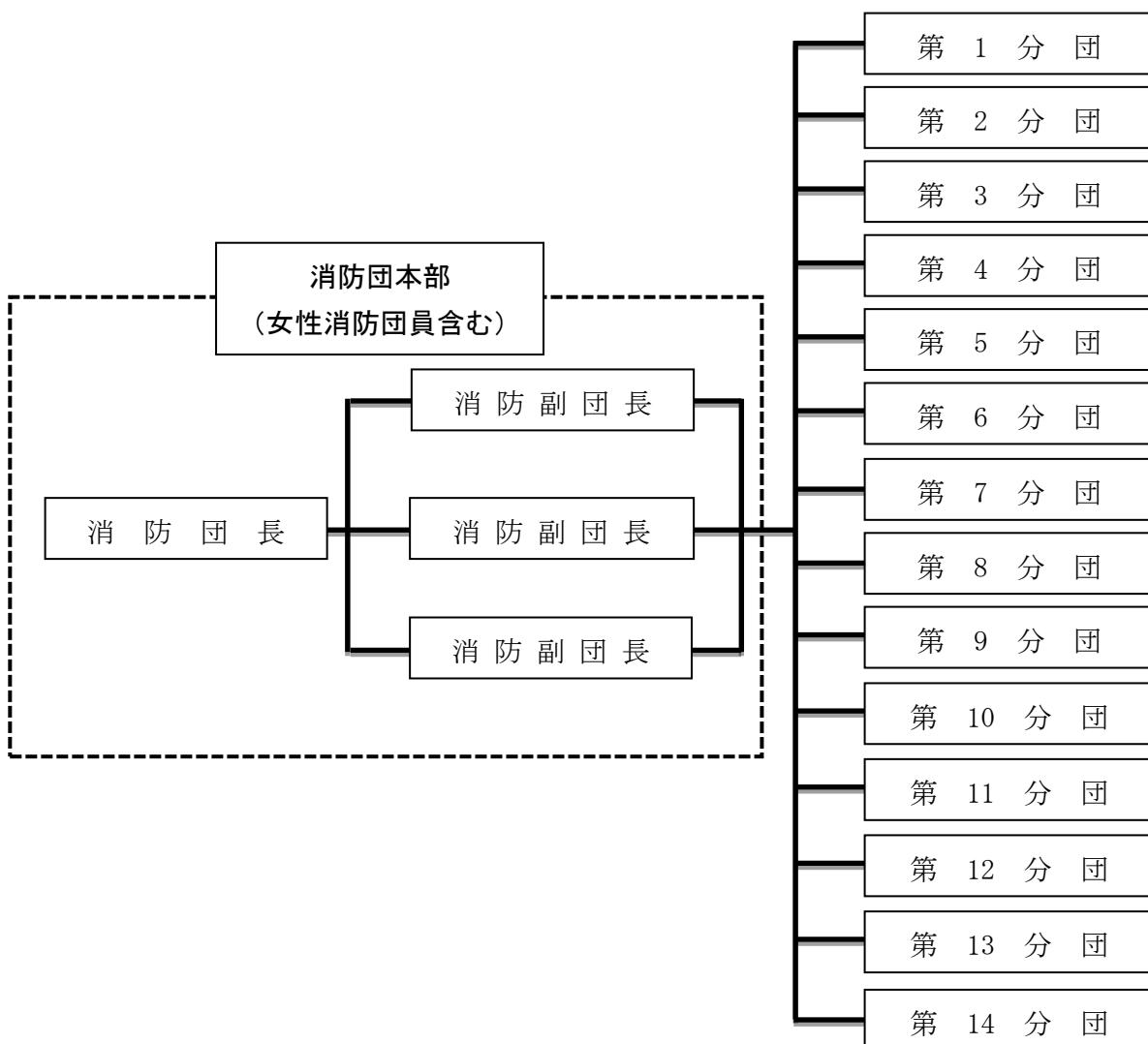
署 別 種 別		合 計	本 署	北分署	東分署	天 王 分 署	天王南 分 署	若 美 分 署	大 濁 分 署
一 般 救 助 器 具	か ぎ 付 は し ご	5	4			1			
	二 連 は し ご	5	1	1	1			1	1
	三 連 は し ご	9	5		1	1	1		1
	折りたたみはしご	3	3						
	ワ イ ャ ー は し ご	1	1						
	空 気 式 救 助 マ ッ ト	3	3						
	救 助 用 縛 帯	5	5						
	サバイバースリング	1	1						
	救 命 索 発 射 銃	1	1						
重 量 物 排 除 器 具	平 担 架	2	2						
	油 圧 ジ ャ ッ キ	2	2						
	油 圧 ス プ レ ッ ダ 一	4	2		1				1
	可 搬 式 ウ イ ン チ	2	2						
	マ ッ ト 式 空 気 シ ャ ッ キ	3	2						1
切 断 用 器 具	救 助 用 支 柱 器 具	1	1						
	エ ン ジ ン カ ッ タ 一	8	2	1	1	1	1	1	1
	ガ ス 溶 断 器	2	2						
	チ エ ー シ ソ 一	10	4	1	1	1	1	1	1
	ダイヤモンドチェンソー	1	1						
	鉄 線 カ ッ タ 一	2	2						
	空 気 鋸	2	2						
破 壊 用 器 具	油 圧 カ ッ タ 一	5	2		1		1		1
	万 能 斧	21	12	1	2	2	1	2	1
	ハ ン マ 一	10	3	1	1	2	1	1	1
	電 動 ハ ン マ 一	1	1						
	削 岩 機	1	1						
	携 帯 用 コンクリート破壊器具	1	1						
ハ ン マ ー ド リ ル	ハ ン マ ー ド リ ル	2	2						

(令和2年4月1日現在)

種別		署別	合計	本署	北分署	東分署	天王 分署	天王南 分署	若美 分署	大潟 分署
呼吸保護用器具	空気呼吸器	51	28	4	4	4	4	3	4	
	予備ボンベ 14.7 Mpa	20	4	5	6		3	1	1	
	29.4 Mpa	99	39	6	10	8	16	6	11	
	送排風器	1	1							
隊員保護用器具	耐電手袋	19	7	2	2	2	2	2	2	
	耐電衣・ズボン	5	5							
	耐電長靴	5	5							
	化学防護服	9	9							
	耐熱服	9	9							
	携帯警報器	14	10		4					
	防毒マスク	6	6							
	ライフジャケット	80	38	7	7	7	7	7	7	
その他の救助用器具	救助用水上オートバイ	1	1							
	複合型ガス等測定器	3	2						1	
	救命浮環	15	9	1	1	1	1	1	1	
	救命ボート	1	1							
	バスケット型担架	3	3							
	緩降器	1	1							
	ロープ登降器	2	2							
	マンホール救助用三脚セット	2	2							
照明器具	発電機	14	8	1	1	1	1	1	1	
	携帯用投光器	14	8	1	1	1	1	1	1	
用高度救具助	簡易画像探索機	1	1							
	熱画像直視装置	8	2	1		1			1	

## 2-11-3 消防団組織編成表

「男鹿市消防団に関する規則」第2条



消防団員定数(「男鹿市消防団に関する規則」第3条)

階級別	種別	定数
団長		1
副団長		3
分団長		14
副分団長		14
部長		34
班長		83
団員		671
	計	820

消防団員幹部  
・男鹿市消防団長  
・男鹿市消防副団長

## 2-11-4 災害防御隊編成表

(平成 25 年 12 月現在)

災害発生地域	管轄区域	活動隊
船川地域	船川、平沢、増川、女川	第1分団
南磯地域	台島、椿、双六、小浜、門前	第2分団
下金川～場生目地域	下金川、上金川、羽立、比詰、田中、仁井山、馬生目	第3分団
脇本第1地域	本郷、駅前、田谷沢、飯ノ町	第4分団
脇本第2地域	岩倉、大倉、飯ノ森、浦田、樽沢、百川	第5分団
船越地域	船越全域	第6分団
五里合地域	五里合全域	第7分団
男鹿中地域	男鹿中全域	第8分団
北浦第1地域	北浦、相川、安全寺、真山	第9分団
北浦第2地域	野村、湯本、西水口、湯ノ尻、西黒沢、入道崎	第10分団
戸賀地域	戸賀全域	第11分団
小深見～福川地域	小深見、渡部、潟端、福川	第12分団
角間崎～福野地域	角間崎、鵜木、道村、松木沢、本内、福米沢、土花、福野	第13分団
野石～美野地域	野石、宮沢、釜谷地、玉ノ池、美野、柳原、石田川原、五明光、八ヶ面、申川	第14分団

(「男鹿市消防団に関する規則」 第2条)

## 2-12-1 ヘリポート指定箇所

(平成30年12月現在)

	施設の名称	設置場所	長さ・幅	状況	指定区分	
					市	県
1	男鹿南中学校グラウンド	船川港平沢字大畠台30	95m×60m	土	○	○
2	男鹿北中学校グラウンド	北浦北浦字山王林40	170m×104m	土	○	○
3	男鹿マリンパーク緑地	船川港船川字海岸通り1号20	120m×110m	芝	○	○
4	若美中央公園球場	角間崎字新上ノ台4-1	130m×110m	芝	○	○
5	船川第一小学校グラウンド	船川港船川字漆畠35	110m×100m	土	○	—
6	男鹿東中学校グラウンド	船越字根木169	95m×92m	土	○	—
7	美里小学校グラウンド	鶴木字松木沢境90	110m×100m	草	○	—
8	旧野石小学校グラウンド	野石字牛沢32	110m×80m	草	○	—
9	払戸小中グラウンド	払戸字渡部30-3	150m×130m	土	○	—
10	若美防除協議会ヘリポート	福米沢字上台77-1	97m×50m	芝	○	—
11	戸賀湾展望公園駐車場	戸賀塩浜字壱ヶ沢52	110m×65m	舗装	○	—
12	入道崎第二駐車場	北浦入道崎字昆布浦2-1の内	170m×35m	砂利	○	—
13	椿(船川港)漁港内広場	船川港椿字家ノ後	80m×60m	芝	○	—
14	男鹿みなと市民病院駐車場	船川港船川字海岸通り1号8番地6	34m×35m	舗装	○	—
15	芦の倉駐車場(大桟橋)	船川港椿字岩山田	81m×52m	舗装	○	—

## 2-12-2 秋田県消防防災航空隊出動要請書様式

様式第1号

### 秋田県消防防災航空隊出動要請書

航空隊受信時間	時 分現在	緊急直通電話 FAX			
1 要請機関名	TEL 発信者				
2 災害種別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他				
3 要請内容	救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者輸送 他 ( )				
4 発生場所 (発生時間) (事故概要) (目標) (離着陸場所)	男鹿市 番地 年 月 日 午前・午後 時 分頃				
5 気象条件 (現場)	視程 m	天候	雲量 (高)	m	風向
	風速 m/s	気温 °C	( )	警報・注意報	
6 現地指揮者	所属・職名・氏名				
7 通信手段	無線種別(統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) 現地指揮本部(車)呼出名(コールサイン)				
8 傷病者等	氏名		年齢	歳	性別 男・女
9 傷病者・症状					
10 傷病者搬送	出動先 所在地 及び 目標 (病院名)		搬送先 所在地 及び 目標 (病院名)		
11 要請日時	年 月 日 (曜日) 時 分				
12 他の航空機の活動要請	(有・無) 機関名			機数	機

※ 以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後に連絡します。

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(統制波1・統制波2・統制波3・県内波) コールサイン				
2 到着時間	年 月 日 (曜日) 時 分				
3 活動時間	時間 分				
4 必要資機材					
※その他の特記事項					

様式第2号

## 緊急活動速報

年月日現在

要請活動種別	(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)偵察 (5)その他					
要請者						
発生場所						
発生日時 (要請日時)	年	月	日( )	:	天候( )	
	[	年	月	日( )	] :	天候( )
事故概要						
死傷者数	死者(性別・年齢) 計名			負傷者名		
	行方不明 計名			うち重傷 中等症 軽症	名 名 名	
要救護数 (見込み)	名 (名)			救助人員名 (名)		
活動の状況						
その他参考事項						
報告者氏名			活動従事者			

**2-15-1 市有車両一覧**

(平成29年11月現在)

車両別 課別	乗用車	小型貨物	ライトバン	軽乗用車	軽貨物	交通指導車	防災バス	マイクロバス	トラクター	(普通貨物)ダンプ	小型ダンプ	大型ダンプ	ブルドーザー	タイヤドーザー	グレーダー	ショベルローダー	除雪車	ロータリートラクター	散布車	備考
本 庁	12	7		14	13	2	8	1	3				2	5	3	2	2			
若美支所						2		1												
企 業 局	1	9	3	2						1										
男鹿みなど 市民病院	1				1															

※ 消防車両及び給食配送車両を除く。 ※ 乗用車・・小型、普通含む。

**2-15-2 民間車両調達先一覧表**

(平成25年4月現在)

名 称	電 話 番 号	所 在 地	バ ス	マ イ クロ バ ス	ワ ン ボ ック ス	ダンプ		ト ラ ッ ク				軽自動車			ロ ー ダ ー	グ レ ー ダ ー	ド ー ザ ー	
						5 t 以 下	5 t 以 上	平 ボディ		パン ボディ		貨	パ ネ ル	ワ ゴ ン				
						10 t 未 満	10 t 以 上	10 t 未 満	10 t 以 上	物	物	物	物	物				
中央交通 男鹿営業所	23-2323	船川港船川字 海岸通り1号 8-5	11	1														
秋田観光バス㈱	24-2111	船川港比詰大 巻76-4	6	3	4													
若美観光(有)	35-3110	船越字内子 133-4	2	5														
三浦運送	33-2604	男鹿中山町字 家口11-5												1	1			
秋田海陸運送㈱ 船川支店	23-2311	船川港船川字 新浜町47							1							2		
船川臨港運送㈱	23-2391	船川港船川字 芦沢205							1			3						
岩谷運送	25-4477	船越字根木3 31-37								5			3		1			
五里合運送㈱	34-2511	五里合神谷字 下石133						2		1	9	1						
(有)ミヤビ通商	25-2005	脇本脇本字上 中野49-1					2	7	2				1		1		2	
(有)下間産業	25-3415	脇本富永字小 谷地5							9						3			
(有)伊藤建材興業	25-3700	脇本脇本字後 野33-1							4									
高橋産業(有)	35-2408	船越字内子 294-1621					1 8	7	4						4		4	
船川港通運㈱船 川営業所	24-3195	船川港船川字 新浜町47					5	2	3		1							

(注) 上記以外の民間業者についても必要に応じて、車両及び機械の借り上げを行う。

**2-15-3 燃料販売業者一覧****(1) 石油類**

(令和2年12月現在)

(単位 KL)

給油取扱所	所在地	電話番号	取扱項目			備考
			ガソリン	軽油	灯油	
(株)コメリ/ホームセンター男鹿店	船越字内子 289	35-4011	-	-	○	
(株)山二/ シーサイトロード船越 SS	船越字内子 197-3	35-4253	○	○	○	
ミーエナジー(株)男鹿店	船越字内子 174-1	22-6371	○	○	○	
(株)シグマ/エヌス船越 SS	船越字杉山 141	25-3904	○	○	○	
藤直物産(有)/ エヌス船越バイパス SS	船越字一向 64-1	35-2260	○	○	○	
(有)五大石油/ エヌスサンロード男鹿 SS	船越字内子 294-1637	35-3344	○	○	○	
(株)JA なまはげライフサービス/ 脇本 SS	脇本脇本字石館 1-3	25-3117	○	○	○	
日本海石油販売(株)/ エヌス寒風山 SS	脇本富永字小谷地 171-2	25-3415	○	○	○	
(有)大渕燃料店	脇本脇本字向山 1-12	25-3527	-	○	○	
平野商店/エヌス箱井 SS	五里合箱井字桃崎 105	34-2701	○	○	○	
(株)五里合オイルステーション/エヌス 五里合 SS	五里合神谷字下石 117	34-2223	○	○	○	
(株)男鹿興業社/エヌス男鹿ナ マハゲ SS	船川港船川字化世沢 178	23-3293	○	○	○	
(株)コメリ/ ハート & グリーン船川店	船川港船川字海岸通り 一号 10-2	22-0055	-	-	○	
(資)小坂商店	船川港船川字船川 45	23-3233	-	-	○	
(株)JA なまはげライフサービス/ 男鹿中 SS	男鹿中山町字大室沢 108-1	33-4507	○	○	○	
(株)目黒石油/ エヌス八望台入口 SS	北浦野村字前野 99-6	33-3217	○	○	○	
秋田県漁業協同組合 北浦総括支所	北浦北浦字忍田 105	33-2191	○	○	○	
(株)板橋石油	払戸字浜 3	46-3202	○	○	○	
後藤商店/コモ払戸 SS	払戸字川向 208	46-2402	○	○	-	

給油取扱所	所在地	電話番号	取扱項目			備考
			ガソリン	軽油	灯油	
(株)JA なまはげライフサービス/ 払戸 SS	払戸字大堤 131-1	46-2191	○	○	○	
海道商店/若美 SS	払戸字渡部 88-3	46-2020	○	○	○	
門間商店/エ村琴浜 SS	角間崎字宇津木花 84-2	46-3423	○	○	○	
(株)JA なまはげライフサービス/ 若美 SS	鵜木字白榎 228	46-3594	○	○	○	
(有)伊藤商店	鵜木字田屋尻 20	46-2346	-	○	○	
(資)畠直商店/コスモ宮沢 SS	野石字芭蕉 31-3	47-2630	○	○	○	

## (2) LPガス

(令和2年12月現在)

取扱所	所在地	電話番号	備考
(資)小坂商店	船川港船川字船川 45	23-3233	
エスケーガステム(株)	船越字船越 401-3	35-2154	
関富商店	脇本脇本字尼池 5	25-2004	
(株)男鹿興業社	船川港海岸通り	23-3293	
(株)JA なまはげライフサービス/ 若美 SS	鵜木字白榎 228	46-3594	

**2-16-1 食品調達先一覧表**

(平成29年12月現在)

区分	名称	所在地	電話番号	備考
米穀類	秋田みなみ農業協同組合 男鹿支所	脇本字向山1-4	25-3111	
	秋田みなみ農業協同組合 北浦支所	北浦字北浦82-5	33-2168	
	秋田みなみ農業協同組合 若美支所	鵜木字白榎235	46-2211	
	吉運商店	脇本富永字大倉28-1	25-3410	
	北浦米穀販売(有)	北浦字北浦208-1	33-2186	
	登藤米穀店	北浦字忍田72-39	33-2221	
	ふじ農物産(有)	野石字上横沢50-5	47-2323	
	鈴木金七商店(株)	船越字寺後4-10	35-3509	
	杉良商店	五里合中石字南浜野33-2	34-2132	
	(有) 笹川商店	男鹿中山町字家口77-1	33-4652	
	高幸米穀店	船川字外ヶ沢110-6	24-2930	
	(株) 大野米店	船越字船越サッピ153	27-8352	
	藤井商店	船川字小沢田146	23-3064	
総合食品	(株) 秋田ト一屋 ドジャース男鹿店	船川字外ヶ沢125-4	24-5141	
	イトク男鹿店	比詰字大巻20-1	22-1166	
	マックスバリュ男鹿店	脇本字石館16	22-2050	
	スーパーセンターアマノ	船越字内子89	35-2225	

**2-16-2 水産物貯蔵施設及び貯蔵能力**

(平成25年4月現在)

区分	名称	所在地	電話番号	容量
水産物	秋田県漁業協同組合 北浦総括支所冷凍冷蔵庫	北浦字忍田107	33-2191	50 t
	秋田県漁業協同組合 船川総括支所船川貯氷庫	船川字芦沢210	23-2281	500 t
	秋田県漁業協同組合 椿支所椿貯氷保冷庫	双六字館山65	23-2281	300 t

**2-16-3 水道施設一覧表**

(平成29年4月現在)

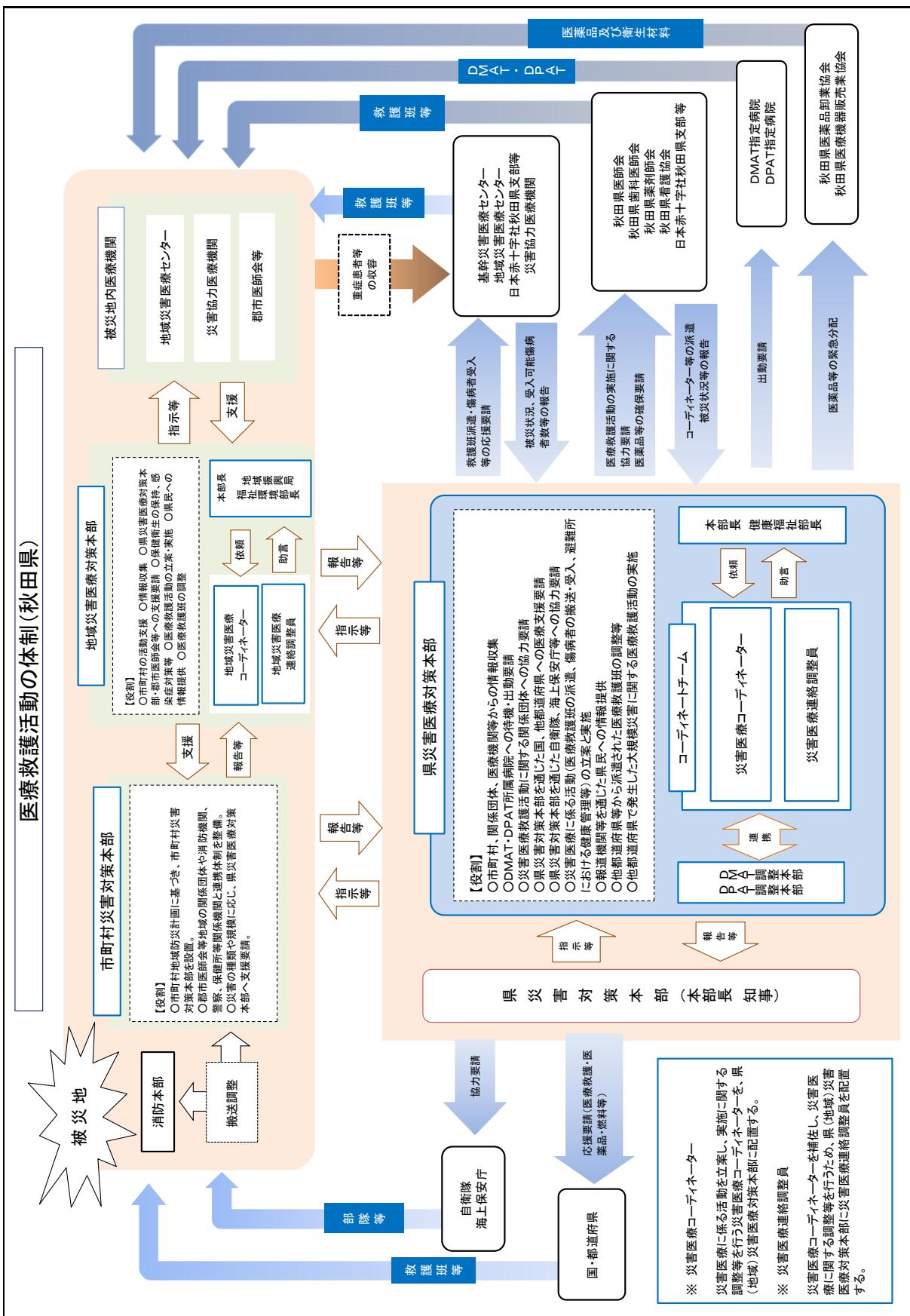
施設名	施設能力 (t／日)	備考
根木浄水場	3,100	
滝の頭浄水場	9,900	
北部浄水場	1,232	
北浦浄水場	1,840	
加茂浄水場	470	
若美浄水場	2,930	

**2-17-1 生活必需物資の販売業者一覧表**

(平成29年12月現在)

区分	名称	所在地	電話番号	備考
日用品	スーパーセンターアマノ	船越字内子 89	35-2225	
	コメリホームセンター男鹿店	船越字内子 289	35-4011	
	コメリハードアンドグリーン船川店	船川字海岸通り一号 10-2	22-0055	
	ホーマック(株)男鹿店	脇本字上中野 55	25-2527	
	ホーマックニコット男鹿北浦店	北浦字五輪野 156-5	22-5400	
	ホーマックニコット野石大潟店	野石字下タ谷地 11-3	22-8010	
	ささき商店	払戸字渡部 95-13	46-2084	
	大堤商店	払戸字渡部 87-1	46-3835	
寝具	夏井家具店	船川字栄町 7-2	23-2277	
	秋山ふとん店	船川字泉台 67-158	22-1000	
	長谷川フトン店	船川字新浜町 31	24-2895	
	新綸社(株)	比詰字羽立 27-5	23-2431	
	マイム秋田目黒店	滝川字三ツ森上台 145	33-3989	
	マイム秋田大湊店	船越字内子 1-210	35-2594	
	武田商店	角間崎字家ノ下 163	46-3451	
	海道呉服店	払戸字渡部 93	46-3407	
	近藤家具店	船川字栄町 68-1	23-2701	

## 2-18-1 医療救護活動体制図（秋田県）



**2-18-2 救急告示医療機関一覧**

(平成29年9月現在)

区分 病院名	電話番号	構成内容				備考
		医師	看護師	技師	計	
男鹿みなと市民病院	23-2221	13	88	23	124	救急指定病院

**2-18-3 医療機関一覧**

(令和2年4月現在)

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
男鹿みなと市民病院	船川字海岸通り1号8-6	23-2221	総合
鹿嶋医院	北浦字山王林4-2	33-2035	総合
長沼医院	船越字本町13-5	35-3215	内、消
長谷川医院	船川字新浜町26-2	24-5151	内
脇本クリニック	脇本脇本字上野110-4	25-2212	内、泌
男鹿加藤診療所	脇本脇本字下谷地39-1	22-2001	内、神
ふるやファミリークリニック	脇本脇本字石館16	22-2220	内、消
男鹿整形外科	船越字一向67-180	22-6610	整形
たかぎ眼科クリニック	船越字打内子1-560	22-6556	眼
よしだ内科クリニック	船越字本町12-1	22-6060	内、呼、循
たむら船越クリニック	船越字内子224-9	22-6789	内、循、小児 外、皮、小外
佐藤医院	払戸字中樋146-3	46-3013	内、消、循 小児、他
香曾我部医院	払戸字渡部15	46-3313	内、循、小児

**2-18-4 救急自動車及び救急隊員の設置状況**

(令和2年4月現在)

消防本部名	高規格救急自動車	救急隊員数	備考
男鹿地区消防一部事務組合	8	131名 ※有資格者数	救急隊員数の内、 35名は救急救命士

**2-18-5 医薬品・衛生材料及び防疫薬品の調達業者一覧**

(平成29年12月現在)

調達先	所在地	電話番号	取扱品目	備考
さかえ薬局	船川港船川字栄町24	24-3530	医薬品	
菅原薬店	船川港船川字化世沢175-32	24-2835	〃	
若美薬局	船川港船川字船川175	24-2270	〃	
新浜調剤薬局	船川港船川字新浜町31	24-3212	〃	
男鹿中央薬局	船川港船川字海岸通り1号10-4	23-2152	〃	
さかえ薬局病院前店	船川港船川字海岸通り1号10-4	22-1155	〃	
みさき調剤薬局	船川港船川字海岸通り1号-8-5	22-1102	〃	
ひらつか薬局	船越字船越307	35-2765	〃	
チダ薬局アマノ店	船越字内子156	22-6477	〃	
調剤薬局ふらっと	船越字内子1-250	35-4455	〃	
あひる調剤薬局	船越字本町3	22-6533	〃	
ふなこし薬局	船越字本町13-18	35-4910	〃	
薬王堂(株)男鹿店	船越字内子259-1	35-5010	〃	
脇本スプリング薬局	脇本脇本字内郷2-60	25-4570	〃	
調剤薬局ツルハドラッグ男鹿店	脇本脇本字石館1-16	22-2057	〃	
北浦薬局	北浦北浦字山王林4-29	33-3177	〃	
古仲薬店	北浦北浦字北浦15-3	33-2388	〃	
ふつと薬局	払戸字大堤127	22-7005	〃	
わかみハート薬局	払戸字渡部104-1	22-7151	〃	

**2-23-1 一般廃棄物処理状況（し尿・ごみ）****1 し尿**

(平成25年4月現在)

施設名	所在地	電話番号	処理能力	処理方法
男鹿地区衛生処理一部事務組合	船越字一向 207-145	35-3315	100kl／日	高負荷脱窓素処理方式

**2 ごみ**

(平成25年4月現在)

施設名	所在地	電話番号	処理能力	処理方法
八郎湖周辺清掃事務組合 (八郎湖周辺クリーンセンター)	松木沢字板引沢台73	22-7211	熱回収施設 60t／日 リサイクル施設 15t／5h	全連続焼却方式

## 2-23-2 清掃運搬車の保有状況（し尿・ごみ）

### 1 し尿

(平成29年4月現在)

業者名	所在地	電話番号	車両
男鹿清掃興業株式会社	船越字内子 294	35-3535	6台
有限会社北浦衛生社	北浦北浦字五輪野 49-3	33-3874	3台
進藤衛生センター	角間崎字諏訪田 74-2	46-3345	1台
若美衛生社	払戸字小堤下千間 28-3	46-2669	1台

### 2 ごみ

(平成29年4月現在)

業者名	所在地	電話番号	車両		
			塵芥車	コンテナ車・ トラック	その他
男鹿清掃興業株式会社	船越字内子 294	35-3535	9台	7台	3台
有限会社北浦衛生社	北浦北浦字五輪野 49-3	33-3874	2台	1台	
泉清掃	払戸字小堤下千間 50-1	46-3674	3台	2台	
若美清掃	野石字柳原 170-170	47-2256	1台	1台	

## 2-26-1 遺体の搜索、処理、埋火葬に関する様式

様式第1号

死体搜索状況記録簿

年月日	搜索地区	搜索死体	搜索用機械器具			金額	備考
			器具名	数量	所有者名		

(注) 搜索用機械器具は、借上費の有無を問わず記入するものとし、有償の場合のみ借上費を金額欄に記入すること。

様式第2号

死体処理台帳

死亡年月日	死亡原因	死体発見の日時及び場所	搜索死体	遺族		洗浸等の処理費			死体一時保存の場所及び保存の期間	備考	
				住所氏名	年齢	住所氏名	死亡関係と品名	数量	金額		

様式第3号

死体の処理収容状況記録簿

死亡者		死体発見年月日時場所	死因	遺族		死体の処理	備考
住氏	所名			住氏	所名		

様式第4号

死体の処理収容状況記録簿

死亡者		死亡年月日	死因	埋葬年月日	埋葬を行った者		埋葬地	備考(埋葬に要した費用)
住氏	所名				住氏	所名		

## 2-32-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

### 【災害救助法による救助の内容等(1)】

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算額) 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含むものとする。 2. 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施して提供できる。
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 規模 1戸当たり 地域の実情、世帯構成等に応じる 2. 限度額 1戸当たり 5,610,000円以内 3. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合であっても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。	災害発生の日から20日以内	1. 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2. 供与期間 最高2年以内 3. 民間賃貸住宅の借上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の供与	1. 避難所に収容された者 2. 住家に被害を受けて炊事できない者 3. 災害により炊事ができないもの	1人1日当たり 1,140円以内	災害発生の日から7日以内	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費(水の購入費ならびに給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品ならびに資材費)	災害発生の日から7日以内	

## 【災害救助法による救助の内容等(2)】

救助の種類	対象	費用の限度額		期間		備考				
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)流失、床上浸水、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏期(4月～9月) 冬期(10月～3月) の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内		1. 被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料を給与又は貸与				
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯		
		全 流	壊 失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
				冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
		半 床上浸水	壊 焼	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
				冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1. 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者協定料金額以内		災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上				
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額		分べんした日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上				

## 【災害救助法による救助の内容等(3)】

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費（舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費）	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった者の住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住宅が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもつて行う 1世帯当たり 584,000円以内	災害発生の日から1カ月以内	
生業に必要な資金の貸与	住宅が全壊（焼）又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する 1. 生業費 1件当たり 30,000円 2. 就職支度金 1件当たり 15,000円 3. 貸与期間 2年以内 4. 利子 無利子	災害発生の日から1カ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失半壊、（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具 及び通学用品) 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 213,000円以内 小人（12才未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

## 【災害救助法による救助の内容等(4)】

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費（舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費）	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う	(洗浄・消毒等) 1体当たり3,400円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,300円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することのできない者	1世帯当たり 135,400円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
範囲	費用の限度額	期間	備考	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ 費用の限度額については、毎年度改正が行われるので留意すること。

※ 救助の期間については、県知事と協議する。

## 2-32-2 管理、使用、保管命令及び収用

災害時における応急的な物的公用負担については、災害対策基本法、災害救助法各種法令に規定されている。これら各種法令に基づく処分権者、処分の条件、範囲、補償等及び公用令書の交付、受領の手続等について定めたものである。

保管命令は、病院、診療所、助産所、旅館、飲食店等の施設に対して行う。

使用命令は、土地、家屋、もしくは物資を使用する場合に行う。

保管命令は、物資の生産、販売、配分、保管、輸送を業とする者に対し、物資を委託又は保管を命ずるもので、必要なときの買上げ又は収用のための応急措置である。

収用は、災害の際必要な物資を所有又は、占用する者に対して行う。

保管命令、収用は、知事のほか指定行政機関及び指定地方行政機関の長が発する。

## 2-32-3 市の公用負担

### 市の公用負担

処分権者	条件	範 囲	補償等	根拠法令
水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防のため緊急の必要があるとき、水防の現場において	1. 必要な土地の一時使用 2. 土石、竹木、その他の資材を使用し、もしくは収用すること。 3. 車馬その他の運搬具もしくは器具を使用すること。 4. 工作物その他の障害物を処分すること。	水防管理団体は、損失を受けた者に対し、時価により補償する。	水防法 第21条
消防吏員 消防団員	消火もしくは延焼の防止、又は人命救助のため必要があるとき	1. 火災が発生せんとし又は発生した消防対象物を使用し処分すること。 2. 上記の消防対象物のある土地を使用し、又はその使用を制限すること。		消防法 第29条 第1項
消防長 消防署長 (消防団長)	火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき	延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し又はその使用を制限すること。		消防法 第29条 第2項
消防長 消防署長 (消防団長)	消火もしくは延焼の防止、又は人命の救助のため緊急の必要があるとき	上記以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し、またはその使用を制限すること。	市町村は損失補償の要求があったときは、時価により補償する。	消防法 第29条 第3項、 第4項
市町村長 (警察官) (自衛官) (海上保安官)	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置のため緊急の必要があるとき	1. 他人の土地、建物、工作物を一時使用すること 2. 土石、竹木その他の物件を使用し、もしくは収用すること。	市町村長は、処分により通常生ずべき損失を補償する。	災対法 第64条 第1項
同 上	同上	現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置	市町村長又は警察署長は、当該工作物等を保管しなければならない。	災対法 第64条 第2項
市町村長 (警察署長) (海上保安部長)	災害が発生するおそれのあるとき	災害を拡大させるおそれのある設備、物件の除去、保安その他必要な措置を占有者に指示すること		災対法 第59条

### 知事等の公用負担

処分権者	条件	範囲	補償等	根拠法令
指定行政機関の長 指定地方行政機関の長	1. 災害救助法による救助を行うため特に必要があるとき 2. 災対法第50条第4号から第9号までの事項について応急措置を実施するため特に必要とするとき	1. 救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配分・保管もしくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命ずること。 2. 救助に必要な物資を収用すること。	国は処分により通常生ずべき損失を補償する。	災害救助法第23条の2第1項  災対法第78条、第82条
知事	1. 同上の場合 2. 災害救助法第31条の規定による主任大臣の命令を実施するため、必要があるとき	1. 同上の者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。 2. 病院、診療所、旅館、他の施設を管理し、土地家屋もしくは物資を使用すること。	県は処分により通常生ずべき損失を補償する。	災害救助法第26条第1項  災対法第71条第1項、第8項

## 2-32-4 公用令書

市町村長の行う応急公用負担は、現地における緊急性に富むものとの考え方から、事前の手続きを要件としないが、知事、指定行政機関の長等の公用負担権はそれほど緊急性を要求していないものであり、かつ慎重な手続きを経るべきものであるから、公用令書の交付が必要である。

### (1) 公用令書の記載事項及び様式

公用令書には次の事項を記載する。(災対法規則様式第4の2及び第4の3)

- ア 公用令書の交付を受ける者の氏名
- イ 保管させるべき物資の種類、数量、所在の場所及び保管の期間
- ウ その他必要と認める事項

### (2) 公用変更又は取消

知事又は指定行政機関の長等(以下「処分権者」という。)が、公用令書を交付した後変更を必要とする場合又は処分の必要のなくなった場合は、遅滞無く公用変更令書(災対法規則様式第5)又は公用取消令書(災対法規則様式第6)を交付する。

### (3) 公用令書の取扱い

- ア 公用令書を受領した者は、直ちに受領書を提出し公用令書の記載事項に従い処分権者に物資の引渡し又は保管、管理、使用の指示に従わなければならない。
- イ 物資の引渡しにあたって、引渡しを受けた官吏又は吏員は受領調書を作り所有者又は占有者に交付する。

### (4) 損失補償の手続

公用令書を受領した場合、損失の補償を請求しようとする者は、次により損失補償請求書を処分権者に提出する。

なお、この請求書には損失補償額算出明細書を添付するものとし、受領調書の交付を受けた場合は、その写を添付すること。

ア 保管、管理、使用の場合は期間満了後を原則とするが1ヶ月を経過する毎に、その経過した部分について提出しても差支えないこと。

イ 収用の場合は、収用後3ヶ月以内

## 様式第4の2

保管第 号	公用令書			住 所 氏 名
災害対策基本法 第71条 第78条第1項	の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。			
年 月 日	処分権者 氏名			印
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

## 様式第4の3

管理第 号	公用令書			住 所 氏 名			
災害対策基本法 第71条 第78条第1項	の規定に基づき、次のとおり			管理 を使用する。 収用			
年 月 日	処分権者 氏名			印			
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

様式第5

変更第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

第71条

災害対策基本法 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日  
第78条第1項

第 号)にかかる処分を変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、  
これを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

印

変更した処分の内容

様式第6

取消第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

第71条

災害対策基本法 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日  
第78条第1項

第 号)にかかる処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、  
これを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

印